

社会復帰促進等事業における主な新規・拡充（令和2年度予算要求）

【新規事業】

- 1 放射線業務における有効な被ばく線量低減対策への普及・助成・・・ P. 1
- 2 外国人安全衛生管理相談支援等事業・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 3
- 3 高年齢労働者安全衛生確保等事業・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 5
- 4 設計・施工管理を行う技術者等に対する安全衛生教育の支援事業・・ P. 9
- 5 多言語相談支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 11

【拡充事業】

- 1 副業・兼業労働者の健康確保支援事業（助成金）  
(No. 1-25 産業保健活動総合支援事業)・・・・・・・・ P. 13
- 2 働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組  
(No. 1-26 働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による  
長時間労働の抑制等のための取組)・・・・・・・・ P. 16
- 3 職場におけるハラスメントへの総合的な対応  
(No. 1-31 職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費)・ P. 22
- 4 既存不適合機械等更新支援補助金事業  
(No. 1-35 機械等の災害防止対策費)・・・・・・・・ P. 24
- 5 自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等  
(No. 1-38 自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等)・・・・ P. 26
- 6 産業医学振興経費  
(No. 1-44 産業医学振興経費)・・・・・・・・ P. 28
- 7 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業等  
(No. 1-47 過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた  
働き方・休み方の見直し)・・・・・・・・ P. 33
- 8 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進  
(No. 1-49 医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組)  
(仕事生活調和推進費)・・・・・・・・ P. 38

			NO. 1
事業名	放射線業務における有効な被ばく線量低減対策への普及・助成	令和元年度 予算額	令和2年度 予算要求額
			—
担当係	労働基準局 安全衛生部 労働衛生課 電離放射線労働者健康対策室		
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	1及び2（1）については、民間事業者（受託者）、2（2）については、非営利団体（間接補助金）		
事業概要	<p>令和元年9月に取りまとめた「眼の水晶体の被ばく限度の見直し等に関する検討会報告書」を踏まえた電離放射線障害防止規則に基づく眼の水晶体の被ばく限度の引下げ等が令和3年4月に施行される見込みであることから、令和2年度に次の事業を行う。</p> <p>1 放射線業務を行う事業場に対して、眼の水晶体の被ばく限度の引下げへの対応状況や電離放射線障害防止規則の認知や遵守状況に関する自主点検票を送付・回収する。</p> <p>2 眼の水晶体への被ばく線量が高い業務を行う事業場に対して、  （1）労働者の被ばく線量管理の観点から事業場としての組織的管理を行う仕組みである労働安全衛生マネジメントシステムの導入を支援する。  （2）設備的対策が必要とされた事業場に対して、設備改修費の一部を補助する。</p>		
事業の必要性	<p>眼の水晶体の被ばく限度の引き下げ等については、放射線審議会からの「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について（意見具申）」を踏まえ、眼の水晶体の被ばく限度の見直し等に関する検討会報告書が取りまとめられた。この中で、国は、水晶体への被ばく線量が高い業務を行う事業者が、①「労働安全衛生マネジメントシステム等の取組を着実に進め、安全衛生管理体制を確立するための支援を行うことが望ましい。」及び②「放射線防護設備の設置や改善による被ばく低減措置を講ずるための支援を行うことが望ましい。」とされ、併せて、③「国は関係者等の協力を得て、放射線業務従事者等の管理区域内において受ける被ばく線量の測定が適切に実施されるよう対策を講ずることが望ましい。」とされたところである。</p> <p>これらは、事業概要の1並びに2（1）及び（2）に対応するものであり、改正省令等の施行前から事業者による眼の水晶体の被ばく線量の低減を図ることで、労働者の健康の確保に資するものである。</p>		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	<p>本事業は、眼の水晶体の被ばく線量の低減のため、眼の水晶体への被ばく線量の高い業務を行う事業者に対して支援を行うことにより、適切な線量管理や作業環境管理方法を普及させ、放射線業務に起因する疾患の発症リスクを減少させ、労働者の健康障害を防止することで、労働者の健康の確保に寄与するものである。</p> <p>したがって、本事業は、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用のものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要があるものである。</p>		
期待される施策効果	<p>眼の水晶体の被ばく線量が高い業務を行う事業場について、適切な線量管理や作業環境管理等の確保が図られることとなり、放射線業務に起因する疾患の発症リスクを減少させ、労働者の健康障害を防止することで、労働者の健康の確保に寄与することが期待される。</p>		
その他特記事項	—		

# 放射線業務における有効な被ばく線量低減対策への普及・助成

眼の水晶体の被ばく限度の引下げ(令和3年4月施行予定)に伴い、放射線業務事業者への改正法令の周知、医療業等の線量が高い業種への、適切な被ばく低減対策の浸透、高額な機器への助成が必要

放射線業務事業者へ、改正法令を含めた法定項目実施状況の自主点検  
線量が高い業種の事業場へ、新たな被ばく線量低減対策の助言・指導  
被ばく線量低減を行う際の費用助成を行う

## 放射線業務事業場自主点検業務

放射線業務を行う事業場に対し、眼の水晶体の被ばく線量限度の引下げへの認知、対策状況をはじめ、電離則の認知や遵法状況等について、自主点検票を送付・回収する。

## 労働安全衛生マネジメントシステム導入支援業務

眼の線量が高い業務を行う事業者に対し、労働安全衛生マネジメントシステム導入研修、専門家による被ばく線量低減対策を含めた作業環境管理への助言・指導等を行い、好事例を収集した上で講習会等により周知する。

## 助言・指導後の改善状況

## 被ばく線量低減設備改修補助金

労働安全衛生マネジメントシステム導入支援を受けた事業場等が、助言・指導等をもとに、新たな眼の水晶体の被ばく線量限度の遵守に資する設備改修を実施した場合、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

専門家による助言・指導

被ばく線量が高く、既存の被ばく低減対策では限界がある事業場

設備改修の一部助成

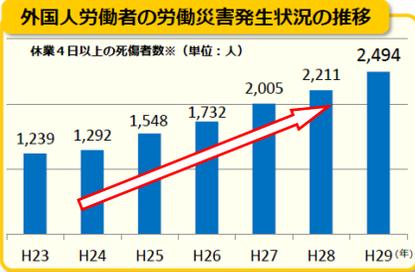
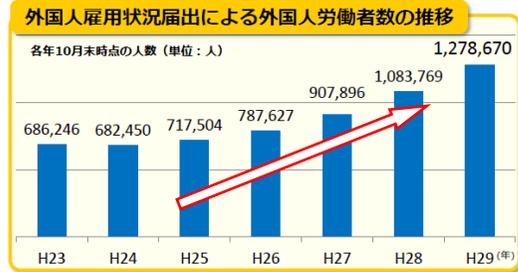
			NO. 2
事業名	外国人安全衛生管理相談支援等事業	令和元年度 予算額	令和2年度 予算要求額
		(633,800千円)	1,353,974(千円)
担当係	労働基準局 安全衛生部 安全課 物流・サービス産業・マネジメント班		
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	民間団体（一般競争入札）		
事業概要	<p>①外国人労働者の安全衛生確保に関する相談窓口の設置（外国人共生センター内）  ②外国人労働者を雇用する事業場への安全衛生専門家による個別支援（専門家派遣）  ③外国人労働者に対して安全衛生教育を行う者を対象としたセミナーの開催  ④外国人労働者の労働災害発生状況の集計・分析  ⑤外国人労働者向けの安全衛生教育用視聴覚教材等の作成（外国人労働者向けの技能講習補助教材作成を含む）  ⑥外国人労働者向け安全衛生ポータルサイトの開設（職場のあんぜんサイトの拡充で対応）</p>		
事業の必要性	<p>外国人労働者数の増加もあり、外国人労働者の労働災害は増加傾向にある中、平成31年4月より新たな在留資格（特定技能）による受入れが開始され、外国人労働者数は更なる増加が見込まれている。</p> <p>一般に、外国人労働者については、作業に応じた一般的な労働災害防止対策に加え、①日本語そのものの理解が不十分であること、②コミュニケーション不足により、職場の「危険」の伝達・理解が不足していること等の特性があることから、雇用する事業者が安全衛生教育を実施することが必要である。</p> <p>外国人労働者に対して安全衛生教育を実施するにあたっては、日本語や我が国の労働習慣に不慣れであることを踏まえ、当該外国人労働者の母国語等を用いる、視聴覚教材を用いる等、当該外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法による安全衛生教育の実施等が求められており、事業者を支援することが必要である。</p>		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	<p>技能実習生を含む外国人労働者の就労条件、職場環境については社会的関心も高い中で、平成31年4月より新たな外国人材の受入制度が開始されているところ、これら外国人労働者の安全衛生を確保し労働災害を防止することは、労働者の安全衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>		
期待される施策効果	<p>外国人労働者が安全で安心して働く職場環境が整備されることにより、外国人労働者を含む全ての労働者の安全衛生水準の向上に繋がることが期待される。</p>		
その他特記事項	<p>第197回国会（臨時会）において成立した改正入管法の採決に当たっては、「中長期在留者について（略）共生のための取組を積極的に推進すること」や「ワンストップ型の相談窓口を設けるなどして、外国人労働者が相談しやすい仕組みの構築を検討すること」といった附帯決議がなされている。加えて、「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」（平成30年7月24日閣議決定）において、関係府省庁が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ、外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進めることとされたところ、関係省庁・機関が一同に入居して外国人からの相談対応等を行う外国人共生センター（仮称）が令和2年6月に設置される予定。</p>		

# 外国人労働者の安全衛生確保対策

## 外国人労働者が安全で安心して働く職場環境の整備

### 外国人労働者数の増加もあり、外国人労働者の労働災害は増加傾向

新たな外国人材の受入（特定技能）の開始  
外国人労働者数は更なる増加が見込まれる



外国人労働者が安全で安心して働く職場環境の整備が喫緊の課題  
→ 外国人労働者に対して適切な安全衛生教育等が実施できるよう事業者に対する指導・支援が必要

令和元年度までの取組

### 第三次産業安全衛生確保対策費等の一部 (令和元年度予算額 63,380万円)

- (1) 視聴覚教材等の作成
  - 安全衛生教育用視聴覚教材の作成
  - 【業種】 特定産業分野 (14業種)
  - 【言語】 10言語  
(英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、カンボジア語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、ネパール語及びモンゴル語)
- (2) 安全衛生教育マニュアルの作成
  - 雇入れ時教育等に活用できる安全衛生教育マニュアルの作成・翻訳
  - 【業種】 製造業、陸運業、商業、産廃処理業
  - 【言語】 2～6言語  
(英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、スペイン語、ポルトガル語)

令和2年度

### 外国人労働者安全衛生確保対策費【新規】 (令和2年度要求額 13.5億円(1)～(4)+0.5億円(5))

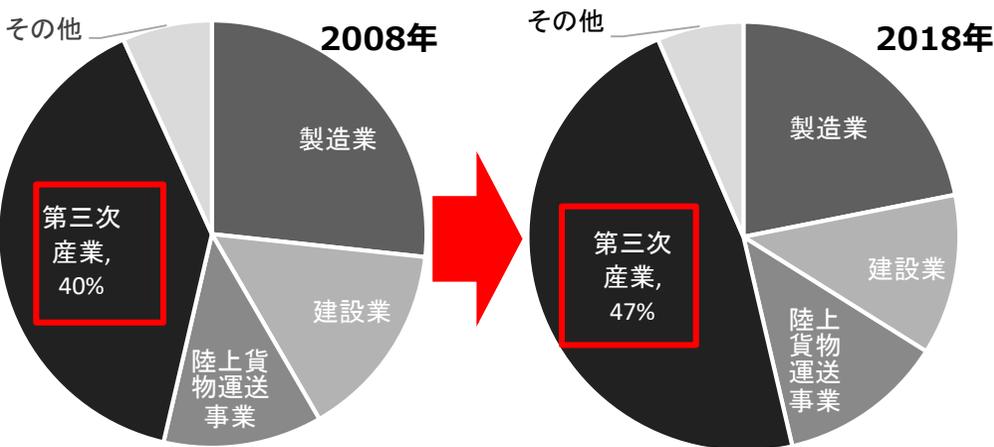
- (1) 視聴覚教材等の作成・充実
  - ・安全衛生教育用視聴覚教材の作成等
  - 【業種別】 陸運業、小売業…等
  - 【作業別】 鍛造、鋳造、溶接、玉掛け、化学物質管理…等
  - 【危険有害要因別】 クレーン、フォークリフト、化学物質…等
- (2) 技能講習補助教材の作成
  - ・外国人労働者向け技能講習の促進→有資格者による安全作業を推進
- (3) 非言語教育教材の開発等
  - ・VR技術を応用した危険体感教育用教材の開発
- (4) 専門家による相談支援 (外国人共生センター安全衛生班 (仮称))
  - ・外国人労働者の安全衛生確保に関する相談窓口の設置
  - ・外国人労働者を雇用する事業場への安全衛生専門家による個別支援
  - ・外国人労働者に対して安全衛生教育を行う者を対象としたセミナー
- (5) 外国人労働者向け安全衛生ポータルサイトの設置
  - ・上記(1)～(3)の教材・取組を周知するためのポータルサイト

			NO. 3
事業名	高年齢労働者安全衛生確保等事業	令和元年度 予算額	令和2年度 予算要求額
		—	337,550(千円)
担当係	労働基準局 安全衛生部 安全課 物流・サービス産業・マネジメント班		
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	民間団体（一般競争入札）		
事業概要	<p>①高年齢労働者安全衛生対策補助金（エイジフレンドリー補助金）（仮称）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高年齢労働者の安全・健康の確保のために努力する中小企業等の支援</li> <li>・先進的な安全衛生対策技術等の普及促進</li> </ul> <p>②高年齢労働者安全衛生対策実証事業（仮称）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独創的・先進的な安全衛生対策の把握</li> <li>・安全衛生対策としての効果の実証</li> </ul>		
事業の必要性	<p>我が国においては、少子・高齢化の進展に加えて、高年齢者雇用安定法により高年齢者雇用確保措置が義務づけられていることなどにより、労働者の高年齢化が一層進むものと予測されている。また、未来投資会議中間とりまとめ（平成30年11月26日公表）において「高齢者の安全・健康の確保など、高齢者が活躍の場を見出し、働きやすい環境を整備する。」ことが盛り込まれるなど、高年齢労働者がこれまでに蓄積した知識や経験等を活かして活躍できるよう、高年齢労働者の労働災害を防止すること、また、予防的観点からの労働者の筋力強化等の身体機能向上のための健康づくり等が重要な課題のひとつとなっている。</p> <p>高年齢労働者の労働災害防止、健康確保等のための好事例の収集及び高年齢労働者の労働災害防止のためのガイドラインの策定、周知については、令和元年度までに実施し、令和2年度以降も継続することとしているが、必要な取組を実施する意欲のある中小企業等においては、費用負担の面から活用しにくい取組も少なくないと思料される。</p> <p>このため、高年齢労働者の労働災害防止、健康確保等のために独自の取組を行っている中小企業等を募集・選定の上で、取組に要した費用の一部を補助することで支援する仕組みを創設することが必要である。</p> <p>また、効果未定であることから本補助事業の対象とできないような先進的な取組について効果を実証、データベース化し、公表するほか、局署の指導においても活用し、水平展開等による安全衛生水準の底上げを図ることが必要である。</p>		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	<p>高年齢労働者の活躍促進については、就労条件、職場環境については社会的関心も高い中で、これら高年齢労働者の安全衛生を確保し、高年齢労働者が安全で安心して働くことのできる職場環境の整備を進めることは、安全衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>		
期待される施策効果	<p>高年齢労働者が安全で安心して働く職場環境が整備されることは、高年齢労働者を含む全ての労働者の安全衛生水準の向上に繋がることが期待される。</p>		
その他特記事項	<p><b>成長戦略実行計画（令和元年6月21日閣議決定）</b>  高年齢者のモチベーションや納得性に配慮した、能力及び成果を重視する評価・報酬体系構築の支援、地方公共団体を中心とした就労促進の取組、キャリア形成支援・リカレント教育の推進、高年齢者の安全・健康の確保など、高年齢者が能力を発揮し、安心して活躍するための環境を整備する。</p> <p><b>経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）</b>  あわせて、サービス業で増加している高年齢者の労働災害を防止するための取組を推進する。</p>		

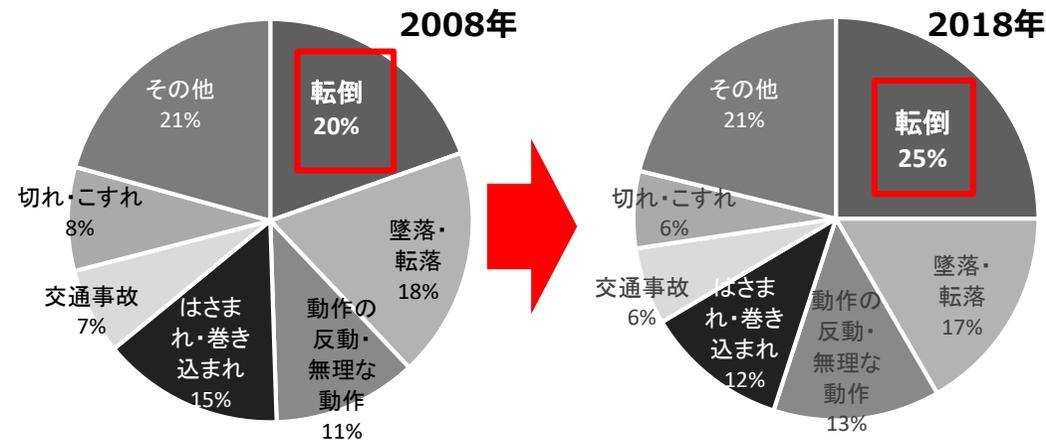
# 休業4日以上死傷災害の特徴（2008年と2018年の比較）

- 業種別では、**第三次産業（サービス業）が占める割合が増加（40%→47%）し、死傷災害全体の約半数を占める。**
- 年齢別では、**60歳以上の高齢労働者が被災する割合が増加（18%→26%）し、死傷災害全体の約4分の1を占める（50歳以上が全体の半数を超える）。**
- 事故の型別では、**「転倒」が占める割合が増加（20%→25%）している。転倒災害は特に高齢女性に多い。**

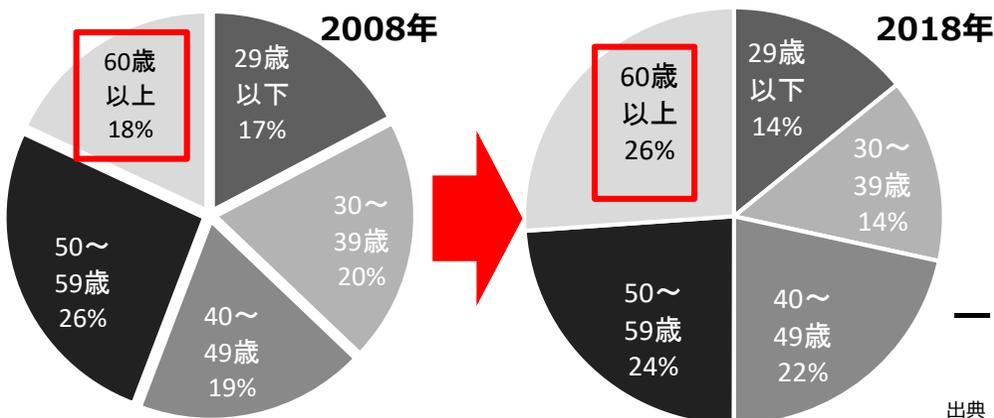
○ 業種別死傷災害発生状況（休業4日以上）



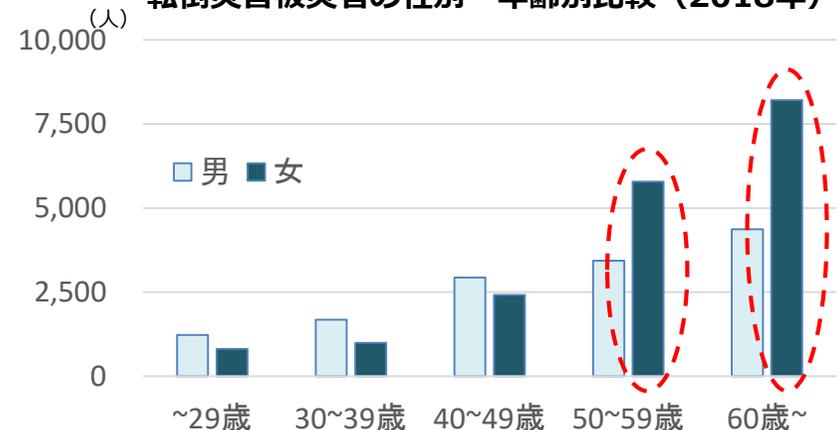
○ 事故型別死傷災害発生状況（休業4日以上）



○ 年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）



転倒災害被災者の性別・年齢別比較（2018年）



# 人生100年時代に向けた高年齢労働者の安全と健康に関する有識者会議

## ○ 趣 旨

労働災害による休業4日以上<sup>1</sup>の死傷者数のうち、60歳以上の労働者が占める割合は増加傾向（平成20年：18%⇒平成30年：25%）であり。特に転倒や腰痛が増加傾向である。

このような状況を踏まえ、高年齢労働者の安全と健康に関して幅広く検討する。

経済財政運営と改革の基本方針2019 ～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～  
（令和元年6月21日閣議決定）

（多様な就労・社会参加に向けた年金制度改革等）（抜粋）  
サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する。

## ○ 検討事項

- （1）高年齢労働者の特性の配慮した効果的な安全衛生教育のあり方
- （2）高年齢労働者の労働災害防止に向けた安全対策について
- （3）高年齢労働者の健康確保対策について
- （4）その他

## ○ スケジュール（案）

第1回：令和元年8月5日

第2回：令和元年10月上旬（予定）

※年内に5回程度開催し、高年齢労働者の労働災害防止対策について取りまとめる予定

## ○ 第1回有識者会議における主な論点

- （1）中小企業でも対応可能な対策が必要
- （2）サービス業における取組等の把握が必要
- （3）健康確保の視点が重要

## （構成員）

飯島 勝矢	東京大学高齢社会総合研究機構 教授
植村 佳代	株式会社日本政策投資銀行 業務企画部イノベーション推進室 副調査役
漆原 肇	日本労働組合総連合会総合労働局雇用対策局長
河合 雅司	産経新聞社 客員論説委員
木田 明	トヨタ自動車株式会社安全健康推進部健康推進室 室長
城内 博	日本大学理工学部 特任教授【座長】
鈴木 信生	日本労働安全衛生コンサルタント会 副会長
砂原 和仁	東京海上ホールディングス株式会社 人事部ウェルネス推進チーム専門部長
高木 元也	（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 安全研究領域長兼建設安全研究グループ部長
高田 礼子	聖マリアンナ医科大学予防医学教室 教授
津下 一代	あいち健康の森健康科学総合センター センター長
乍 智之	JFEスチール株式会社 西日本製鉄所（倉敷地区）安全健康室ヘルスサポートセンター主任部員（係長）
東 祐二	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 障害工学研究部長
松田 晋哉	産業医科大学医学部公衆衛生学産業保健データサイエンスセンター 教授
松葉 斉	中央労働災害防止協会 健康快適推進部長
松本 吉郎	（公社）日本医師会 常任理事
南 健悟	日本大学法学部法律学科 准教授
矢田 玲湖	（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 雇用推進・研究部長

（敬称略）

## （オブザーバー）

厚生労働省職業安定局高齢者雇用対策課  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
スポーツ庁健康スポーツ課

## 高齢労働者にとって安全で安心して働くことのできる職場環境の整備が必要

60歳以上の高齢労働者の労働災害は、死傷者数、割合ともに増加傾向

（平成30年には過去最多となり、全労働者に占める割合は、初めて1/4を超えた）

### 成長戦略実行計画（令和元年6月21日閣議決定）

- ・高齢者のモチベーションや納得性に配慮した、能力及び成果を重視する評価・報酬体系構築の支援、地方公共団体を中心とした就労促進の取組、キャリア形成支援・リカレント教育の推進、**高齢者の安全・健康の確保**など、高齢者が能力を発揮し、安心して活躍するための環境を整備する。

高齢労働者ガイドライン等を踏まえた安全衛生確保対策の取組周知を促進するとともに、高齢労働者の安全と健康を確保するための独自の・先進的な取組について把握し、併せて、企業等における自主的取組を支援する制度を創設することで、高齢労働者の安全衛生対策を推進。

### 高齢労働者安全衛生対策の推進

- ・高齢労働者の安全衛生管理の手引き（ガイドライン）の周知
- ・実証された独自の・先進的な安全衛生対策の周知・広報

### 高齢労働者安全衛生対策補助金（エイジフレンドリー補助金）（仮称）

- ・高齢労働者の安全・健康の確保のために努力する中小企業等の支援
- ・先進的な安全衛生対策技術等の普及促進

#### 対象者

60歳以上の高齢労働者を雇用する中小企業等の事業者

#### 対象経費（補助率1/2（上限100万円））

高齢労働者の特性に配慮した安全衛生教育に係る経費

高齢労働者に優しい機械設備の導入等に関する経費

- ・自動ブレーキや踏み間違い防止装置付き車両の導入
- ・腰痛予防機器の導入等による腰痛予防
- ・熱中症防止ファン付き作業着の導入
- ・作業場内段差解消のための補修経費
- ・見やすい標識や警告灯の設置経費
- ・**その他の先進的な安全衛生対策**

健康確保のための取組（**THPの取組含む**）に関する経費

- ・高齢労働者の体力低下について気づきを促す取組
- ・ウェアラブル端末を活用したバイタルデータの「見える化」
- ・トレーナーや施設・設備による筋肉量の維持向上
- ・食事による栄養確保の視点から歯科健診や歯科保健指導等
- ・**その他の先進的な安全衛生対策**

効果が認められた対策を  
補助対象に追加

### 高齢労働者安全衛生対策実証等事業（仮称）

- ・独自の・先進的な安全衛生対策の把握
- ・安全衛生対策としての効果の実証

#### 対象者

独自の・先進的な取組等の開発者等

（自ら実践する中小企業の事業者を含む）

先進的な取組を試験的に導入する事業者（協力者）

#### 具体的な流れ

- ①実証申請（技術等の開発者等→受託者）  
↓
- ②実証対象事業の採択（受託者（専門家委員会））  
↓
- ③取組の実施（受託者が経費の一部を負担）  
↓
- ④効果検証（受託者（専門家委員会））  
↓
- ⑤結果公表（厚生労働省）  
実証試験を実施した安全衛生対策について  
実証結果とともに公表・紹介

			NO. 4
事業名	設計・施工管理を行う技術者等に対する安全衛生教育の支援事業	令和元年度 予算額	令和2年度 予算要求額
			—
担当係	労働基準局 安全衛生部 計画課 計画班		
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	厚生労働省本省、民間団体		
事業概要	<p>産業機械、産業用ロボット、プラント及びインフラ（土木建築）の設計や施工管理を行う技術者等を対象として、安全衛生に関する知識を体系的に付与するカリキュラムを策定し、企業や大学における当該カリキュラムによる教育の導入を支援する。</p> <p>本事業の初年度として、国内外の大学等で行われている安全衛生教育について調査・検討を行った上で、カリキュラムを策定し、当該カリキュラムに基づく教材を作成する。また、作成した教材を活用して企業、大学等での出張講習会を開催する。</p>		
事業の必要性	<p>労働災害の防止のため、設計・施工管理等を行う技術者には、安全衛生に配慮した機械等の設計やインフラの施工管理が求められているが、技術者等に対する安全衛生教育の実施は法令で義務づけられておらず、体系的な教育カリキュラムも定められていない。</p> <p>このため、技術者等に対して、安全衛生施策、安全衛生に関する国際規格・認証、システム安全設計、安全制御、リスク評価といった安全衛生に関する知識を体系的に付与し、安全衛生に配慮した設計や施工管理を行うことができるよう支援する必要がある。</p>		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	<p>企業等の技術者等に対して安全衛生に関する知識を体系的に付与し、安全衛生に配慮した設計や施工管理についての理解を促進することは、労働災害防止に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行うことが適当である。</p>		
期待される施策効果	<p>技術者等に対して安全衛生に関する知識を体系的に付与することにより、労働災害防止への意識が高まるとともに、安全衛生に配慮した設計や施工管理についての理解が高まり、労働災害の防止に資することが期待される。</p>		
その他特記事項	-		

# 設計・施工管理を行う技術者等に対する安全衛生教育の支援事業（新規）

## 必要性【なぜ】

- ◆ 労働災害防止のため、安全衛生に配慮した機械等の設計やインフラの施工管理を行うことが効果的。  
例) あらかじめ施工作業の危険性を低減するような建築物の設計  
労働者に危害を加えるおそれのない本質安全の産業機械の設計
- ◆ 技術者等が安全衛生に配慮した設計等を行うためには、技術者向けの安全衛生教育が必要
- ◆ 法令上、技術者等に対する安全衛生教育の実施は義務づけられておらず、体系的な教育カリキュラムも存在しない。

## 緊急性【いま】

- ◆ AI（人工知能）等の能力向上により自律的に作業を行う機械の導入が見込まれるなど、技術者が配慮すべき安全衛生上の課題は高度化かつ広範化している。
- ◆ 技術革新に伴い新たに導入される機械等の安全を確保するためにもこれらに対応した技術者等に対する安全教育が必要。

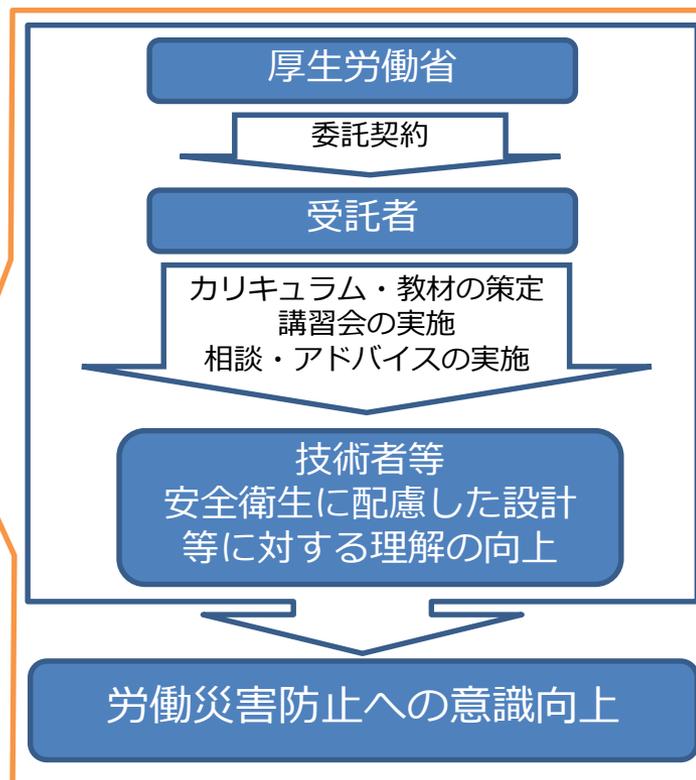
## 事業概要

- ◆ 国内外の大学等で行われている教育についての調査の実施
- ◆ カリキュラム、テキストの策定に関する検討会の開催
- ◆ 上記で検討、策定したテキストを用いた技術者等向けの講習会の開催

## 有効性【期待される効果】

- ◆ 安全衛生に配慮した設計や施工管理についての技術者等の理解が高まり、労働災害の防止に資する。

## 「事業運営のイメージ」



			NO. 5
事業名	多言語相談支援事業	令和元年度 予算額	令和2年度 予算要求額
		—	12,898（千円）
担当係	雇用環境・均等局 総務課 総務係 雇用環境・均等局 総務課 労働紛争処理業務室業務管理係		
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	都道府県労働局雇用環境・均等部（室）		
事業概要	雇用環境・均等部（室）（「雇均部（室）」という。）及び総合労働相談コーナーにおいて、14カ国語の電話通訳に対応した「多言語コンタクトセンター」の設置及び運営を行うとともに、外国人労働者に対する簡易な案内、制度の一般的な説明等に活用するため、雇用環境・均等部（室）に多言語音声翻訳システム（アプリ）を搭載した端末を設置することにより、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルの予防及び迅速な解決を図る。		
事業の必要性	雇均部（室）では、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応や紛争解決の援助を行うとともに、雇均部（室）及び労働基準監督署に設置している総合労働相談コーナーでは、労働問題に関するあらゆる分野の相談についてワンストップで受け付け、事案に応じて労働基準監督署、ハローワークその他機関への円滑な取り次ぎ等を行っている。 現在、雇均部（室）及び総合労働相談コーナーに通訳を配置していないため、外国人労働者が相談に訪れた場合は、日本語がわかる友人等を伴って来庁するよう依頼する等して対応している状況であり、今後、外国人労働者からの相談の増加や、母国語の多様化等も見込まれることから、適切に相談対応等を行うため、雇均部（室）及び総合労働相談コーナーにおける多言語対応化や多言語音声翻訳システム（アプリ）の窓口での適用が急務となっている。		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	総合労働相談窓口に寄せられる相談内容や助言・指導の申出内容は、解雇や労働条件の引き下げ、いじめ・嫌がらせ等種々あるが、近年増加する外国人労働者からの相談について適切な援助を行うことで、社会的に大きな問題となっている精神障害の防止等を行うことが可能となり、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。		
期待される施策効果	外国人労働者との意思疎通を円滑にすることで、トラブルの発生予防や労働者の安全衛生の確保に資することが期待される。		
その他特記事項	—		

# 雇用環境・均等部（室）及び総合労働相談コーナーにおける多言語化の推進

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）及び総合労働相談コーナーでは、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応等を実施している。

昨今、外国人労働者の増加や多国籍化に伴い、多様な言語による相談に対して的確に対応するニーズが高まっていることから、14カ国語による電話通訳サービスである「多言語コンタクトセンター」を全ての雇用環境・均等部（室）及び総合労働相談コーナーで活用するとともに、外国人労働者に対する簡易な案内として多言語音声翻訳システム（アプリ）を雇用環境・均等部（室）に設置することにより、多言語対応力を強化する。

## ■ 業務内容

### <多言語コンタクトセンター>

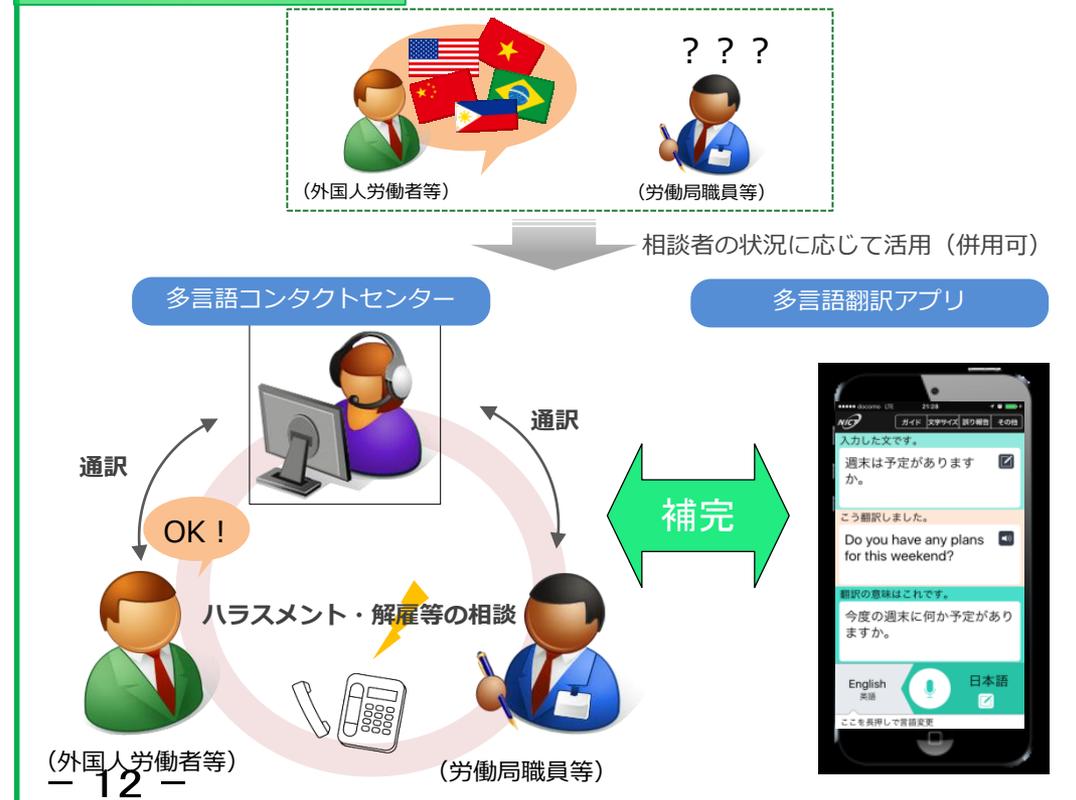
- ・ 電話通訳による職員及び外国人労働者間のコミュニケーションを支援。
- ・ 職員の依頼に基づく簡易な文書翻訳支援。
- ・ 対応外国語：英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語

\* サービス提供時間：平日 8:30～17:15

### <多言語音声翻訳システム（アプリ）>

- ・ 来庁した外国人労働者が、労働局に設置したタブレット上で翻訳アプリを利用しながら相談。
- ・ 対応外国語：30カ国語

## 【活用イメージ図】



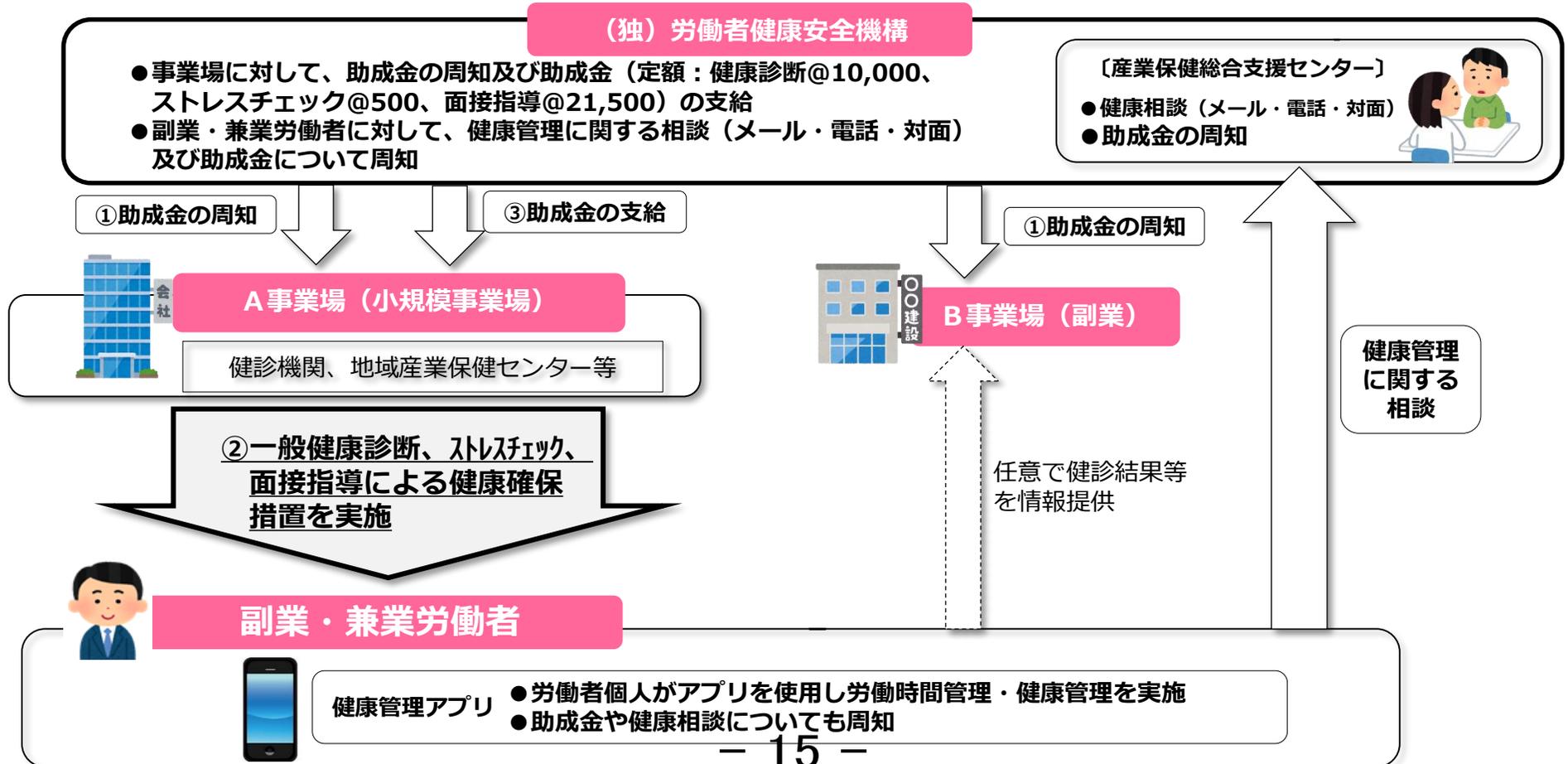
事業名	副業・兼業労働者の健康確保支援事業（助成金） （No. 25 産業保健活動総合支援事業）	令和元年度 予算額	令和2年度 予算要求額
		4,863,202 （千円）	5,097,303 （千円）
担当係	労働基準局 安全衛生部 労働衛生課		
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	調整中（独立行政法人労働者健康安全機構を想定）		
令和元年度の 事業概要	労働者の健康確保のため、産業保健スタッフ等への研修の実施、小規模事業場の事業者及び労働者に対する相談等の実施など、事業場の産業保健活動を支援する。		
令和2年度より 新たに実施した 内容（※）	<p>複数の事業場に雇用される労働者（副業・兼業労働者）は、そのいずれの事業場においても労働安全衛生法に基づく一般健康診断、ストレスチェック及び面接指導の実施義務の対象とならない場合があることから、当該副業・兼業労働者の健康確保に取り組む小規模事業場に対して、その要した費用を助成する事業等、創設及び拡充を行う。</p> <p>1 副業・兼業労働者の健康確保措置を行う事業場に対する支援事業</p> <p>① 一般健康診断の実施【新規】 【助成対象者】：上記対象事業場において、副業・兼業労働者が、副業・兼業を行っている事実（※）及び一般健康診断受診の希望する旨を申し出た者 ※ 副業・兼業労働者が他の事業場での就業を確認できる資料を事業場に提出（給与明細等）。 【助成額】：1従業員につき最大10,000円（他の制度で健康診断を受診した場合は助成対象としない）</p> <p>② 長時間労働及び高ストレス者である副業・兼業労働者に対する面接指導【拡充】 ・ 地域産業保健センターで行っている常時雇用される労働者数50人未満の小規模事業場を対象とした「長時間労働者に対する面接指導」及び「ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導」の対象労働者に副業・兼業労働者を含める。 ・ 面接指導の回数は、1事業場年間2回までとなっているところ、副業・兼業労働者を対象労働者に含めた場合は年間3回までとする。</p> <p>③ 副業・兼業労働者へのストレスチェック実施【拡充】 ・ 労働者数50人未満の小規模事業場を対象とした「「ストレスチェック」実施促進のための助成金」の対象労働者に副業・兼業労働者を含める。 ・ 医師による活動については、上限3回となっているところ、副業・兼業労働者を対象労働者に含めた場合は上限4回までとする。 【現在の支給額】ストレスチェックの実施：1従業員につき500円 医師による活動：1回の活動につき21,500円（上限3回）</p> <p>2 事業場への周知・広報 都道府県産業保健総合支援センター・地域産業保健センターが労働者の健康確保について支援や相談を受けている産業保健に前向きな事業場を重点的に助成金の周知を行う。</p>		

<p>(※) について 事業の必要性</p>	<p>本事業は、1つの事業場で労働安全衛生法に基づく一般健康診断、ストレスチェック、面接指導の対象とならない副業・兼業労働者の健康確保に取り組むために、積極的に一般健康診断等を受診させる小規模事業場の事業主を支援することで、副業・兼業労働者の健康状態を確認し、必要があれば就業上の措置を講ずることにより、業務上の災害及び疾病の防止に寄与するものである。</p>
<p>(※) について 社会復帰促進等 事業で実施する 必要性</p>	<p>本事業は、1つの事業場で労働安全衛生法に基づく一般健康診断、ストレスチェック及び面接指導の対象とならない副業・兼業労働者の健康確保に取り組むため、積極的に一般健康診断等を受診させる当該事業主を支援することで、副業・兼業労働者の健康状態を確認し、必要があれば就業上の措置を講ずることにより、業務上の災害及び疾病の防止に寄与するものである。 したがって、本事業は、労働者災害補償保険法第29条第1項3号に適用のものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要があるものと思料する。</p>
<p>(※) について 期待される施策 効果</p>	<p>労働安全衛生法に基づく健康診断等の対象とならない副業・兼業労働者の健康状態を確認し、必要があれば就業上の措置を講ずることにより、業務上の災害及び疾病の防止に寄与することが期待される。</p>
<p>その他特記事項 (縮小部分など があれば記載)</p>	<p>—</p>

# 副業・兼業労働者の健康確保支援事業

## 事業の目的

副業や兼業については、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日 働き方改革実現会議決定）において、「実効性のある政策手段を講じて、普及を加速させていく」とされている一方、「これらの普及が長時間労働を招いては本末転倒である」ともされ、副業や兼業を普及するためには、複数の事業場に雇用される労働者（以下「副業・兼業労働者」という。）の健康確保を推進することが必要である。このため、事業場における健康確保措置を促進するための事業及び副業・兼業労働者が自らの健康確保のための事業による事業場・労働者双方の支援を実施することとする。



事業名	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組 (No. 26 長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化等の取組)	令和元年度 予算額	令和2年度 予算要求額
			2,574,739千円
担当係	労働基準局 監督課 特定分野労働条件対策係		
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	民間事業者		
令和元年度の 事業概要	<p>①時間外及び休日労働協定（以下「36協定」という。）の適正化について、36協定点検指導員を労働基準監督署に配置し、窓口指導の徹底を図る。</p> <p>②労働時間管理適正化のための指導が必要な事業場に対し個別訪問指導を実施する。</p> <p>③過重労働解消用のパンフレットを作成し、あらゆる機会を捉えて周知、配付する等活用する。</p> <p>④過重労働解消のためのセミナーを実施する。</p> <p>⑤インターネット監視による労働条件に係る情報収集を行い、問題事業場情報を収集する。</p> <p>⑥36協定の入力・集計・分析を専門業者に委託する。</p> <p>⑦36協定を未届であって労働者数が10人以上の事業場に対し、自主点検により長時間労働等の実態を把握した上で、集団的な相談支援や個別訪問による相談支援を実施する。また、自主点検及び相談支援の結果を労働基準監督機関に提供する。</p>		
令和2年度より 新たに実施した 内容（※）	<p>&lt;就労環境整備・改善対策支援事業（942,602千円）&gt; （上記⑦+新規起業事業場就業環境整備事業（事業番号30より統合）+上記④等を統合し拡充） 36協定未届であって労働者数が10人以上の事業場に対し、自主点検を実施するとともに、36協定未届事業場や新規起業事業場等の安全衛生及び労働基準関係法令の知識が不足していると考えられる事業場に対する法令周知のセミナー及び専門家による個別訪問を実施し、過労死等防止啓発月間とその前後の期間においては、過重労働解消のためのセミナーを実施する。令和2年度においては、自主点検の結果問題の認められた事業場へ改善勧奨を行うとともに、過重労働防止対策に関し業務フローを分析し業務の効率化を実現する手法を学ぶセミナーを2回試験的に実施する。</p> <p>&lt;「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業（353,317千円）&gt; （事業番号27「若者の『使い捨て』が疑われる企業等への対応強化」より統合し拡充） フリーダイヤルによる労働条件に関する電話相談を引き続き実施し、夜間・休日に労働者等からの労働相談を受け付ける。加えて、外国人労働者の母国語（※）での相談に対応する。 （※）現在対応中の英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語及びミャンマー語に加え、令和2年度はインドネシア語、タイ語、カンボジア語、韓国語、モンゴル語を追加。</p> <p>&lt;労働条件相談ポータルサイトの運営事業（202,088千円）&gt; （事業番号27「若者の『使い捨て』が疑われる企業等への対応強化」より統合し拡充） 労働基準関係法令の紹介や事案に応じた相談先の紹介をする等、労働条件に関する悩みの解消に役立つポータルサイト及び労務管理等に係るWEB診断を行うことが出来るポータルサイトを一体的に運営する。なお、令和2年度はポータルサイト及び労働関係法令学習用アプリを充実させるとともに新たにSNSも利用し、労働基準関係法令の紹介等を進める。</p>		

<p>(※) について 事業の必要性</p>	<p>&lt;就労環境整備・改善対策支援事業&gt; 新規起業事業場や、成長分野へ進出・業態変更を行う企業、36協定未届の事業場は、過重労働防止対策などの望ましい労働時間制度を整備するための情報やノウハウを十分に有しておらず、また、労働災害を防止するための基本的な安全対策や健康確保の知識が不足していることが多いことから労働時間管理の適正化を図り長時間労働を抑制するためのとともに、安全衛生管理体制の確立や労働者の健康確保が図られるよう、適正な職場環境形成のための支援を行う必要がある。</p> <p>&lt;「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業&gt; 局及び署が閉庁している夜間及び休日に、労働基準法等に関する相談を無料で多言語により受け付けるとともに、労働基準関係法令違反が疑われる事案については、相談者の意向も踏まえ、事業場を管轄する局署に適切に情報提供を行うことで、違法な長時間労働等の法違反への迅速な対応を図る。</p> <p>&lt;労働条件相談ポータルサイトの運営事業&gt; 労働者に対し、インターネットを活用した労働基準関係法令の紹介や、労働条件に関する情報等の発信を行うことで労働条件の悩みの解消に役立たせることができる。また、新規起業を含めた事業場が、関係法令に基づき行うべき手続きの解説や具体的な届出方法の説明のほか、労務管理や安全衛生管理上のポイントについての診断を受けられるサービス及び、各種届出書作成を支援するサービス、労働基準行政機関が事業場に対し自主点検を行うことができるサービスを実施しており、WEB上で労働関係法令を広く周知し、事業場の労働基準関係法令の遵守に役立てることができる。</p>
<p>(※) について 社会復帰促進等 事業で実施する 必要性</p>	<p>時間外労働の上限規制等を定めた改正労働基準法が平成31年4月より施行されており、その定着を図る必要がある。労働時間が週60時間以上の労働者は、横ばいで推移するとともに、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数が高水準で推移するなど、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められることから、長時間労働・過重労働を解消・抑制することにより労働者の健康障害防止を図る必要がある。</p> <p>本事業は、長時間労働の抑制、過重労働の解消対策を推進するものであり、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災の発生防止を図るものであることから社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>
<p>(※) について 期待される施策 効果</p>	<p>労働時間の上限規制等、労働基準関係法令の定着により、長時間労働の是正、過重労働の解消を図る。</p>
<p>その他特記事項 (縮小部分など があれば記載)</p>	<p>事業の効果的な実施等のため、事業番号28「若者の『使い捨て』が疑われる企業等への対応強化」及び事業番号30「新規起業事業場対策」との統合を図ったことで令和2年度要求額が大きく伸びているもの。なお、事業番号27及び事業番号30は令和元年度限りで廃止する。</p>

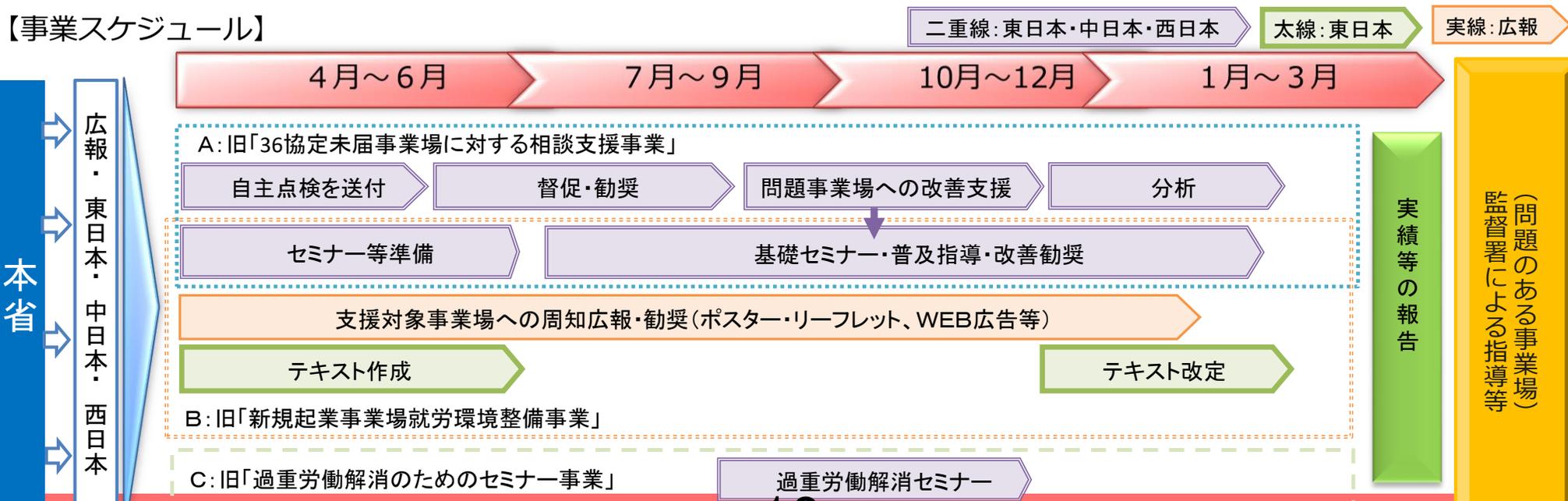
# 就業環境整備・改善支援事業(仮称)

「36協定未届事業場に対する相談支援事業」、「新規起業事業場就労環境整備事業」、「過重労働解消のためのセミナー事業」を統合・効率化し一体的に実施

## 【事業内容】

- 対象は、就業環境の整備が必要な事業者（新規起業者等）、就業環境の改善が必要な事業者（36協定未届者等）、過重労働解消に意欲のある事業場+36協定で特別条項が付加されている事業場等
- 36協定未届事業場に対する自主点検表の送付・督促・勧奨・分析、改善の勧奨
- 就業環境整備・改善セミナー、過重労働解消のためのセミナー、普及指導の実施
- 支援対象事業場への周知勧奨（ポスター・リーフレット、WEB広告等）
- セミナー用共通テキストの作成・配布 等

## 【事業スケジュール】



# 『労働条件相談ほっとライン』による相談業務について

平日夜間・土日に、無料で労働条件に関する電話相談を受け付ける（委託事業）

【フリーダイヤル】 0120-811-610（はい！ろうどう）

受付時間：平日 17時～22時

土・日 9時～21時

※ 年末・年始（12月29日～1月3日まで）は除く。

○下記言語にも対応

～令和元年度から～

英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語

タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語

～令和2年度から～

韓国語、タイ語、インドネシア語

カンボジア語、モンゴル語

## 相談を希望される方

電話相談

### 労働条件相談ほっとラインコールセンター

相談票  
の作成

○自分の労働条件は、労働基準法などに違反しているのではないか？

○労働基準法などの規定の意味は？

○労働基準法などの法令以外に関する質問

問題解決の方法や管轄の労働基準監督署を紹介

規定の解釈等について丁寧に説明

総合労働相談コーナーなどの相談機関を紹介

相談をされた方が労基署への情報提供を希望した場合

情報提供

管轄の都道府県労働局  
・労働基準監督署  
監督指導等を実施

# 労働条件ポータルサイトの設置・運営による労働基準法等の情報発信事業

ポータルサイト「確かめよう労働条件」及び「スタートアップ労働条件」の設置・運営を一体的に実施する。

## ○ポータルサイト「確かめよう労働条件」

### 労働条件に関する情報の発信

- 労働条件問題に関する法令・制度
- 労働条件問題に関するQ&A
- 労働条件問題に関する重要な裁判例
- 行政の取組
- 相談機関
- 労働関係法令学習用アプリ
- 関連パンフレット等

### 期待される効果

- 努めている企業等が行っている雇用管理が労働基準関係法令違反かどうかについて疑いがある場合に、その疑問点の確認を行うことが可能
- 事業主が自ら行っている雇用管理について、労働基準関係法令違反がないか参考にすることが可能
- 労働者及びその家族、事業主及び企業の労務管理担当者等が、労働条件問題に関する最寄りの相談窓口の確認を行うことが可能

### 課題

行政事業レビュー（公開プロセス）において、SNSなど若者が利用するツールを活用するなどの改善を行うべきと指摘。

### 令和2年度からの対応

上記「情報の発信」に記載のあるコンテンツに加え、SNSを利用し、ポータルサイト等と連携しつつ、法令の周知等を進める。

#### ・SNSの利用

LINE等のchatbotを活用し、若者の労働基準関係法令等に関する疑問を解消する。

（詳細な解説はポータルサイトの該当部分を表示させる等、ポータルサイト等との連携も行う。



## ○ポータルサイト「スタートアップ労働条件」

事業場が労務管理等の留意点を理解し、労働災害防止に向けた企業の自主的な取組が促進されるよう、労務管理等に係るWEB診断を引き続き運営する。また、36協定や変形労働時間制等に係る届出書の作成支援するサービスを実施する。

さらに、就業規則の作成を支援するサービスを実施するとともに、自主点検票に対する回答を、事業場が同ポータルサイト上でも行えるように整備し、行政サイドで集計・分析を行える体制を整え、新規起業事業場における労働条件・安全衛生の確保に役立てる。

### WEB診断

○ 診断に必要な事業場情報を入力

事業場名、労働保険番号、業種、労働者数 など

○ 設問に回答

- ・ 時間外労働や休日労働をさせることはあるか
- ・ 年次有給休暇を付与しているか
- ・ 安全管理者、衛生管理者は選任しているか など

2

### 診断結果

- ・ 労働者に時間外・休日労働を行わせる場合には、**所轄の労働基準監督署に時間外労働・休日労働に関する協定届を届け出る必要があります。**
- ・ 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者には年次有給休暇を付与する必要があります。（継続勤務年数別付与日数、比例付与日数なども解説する）
- ・ 常時〇人（業種ごとの人数）以上の労働者を使用する場合は、安全管理者を選任する必要があります。

### 36協定等作成支援ツール

- ・ 診断結果等から、36協定等の作成が必要な事業場が適切に36協定等を作成することを支援するもの。
- ・ 事業場名、業種等の必要事項を入力することで、36協定等が作成される。

### 就業規則等作成支援ツール

- ・ 診断結果等から、就業規則等の作成が必要な事業場が適切に就業規則等を作成することを支援するもの。
- ・ 条文の選択及び必要事項の入力等を行うことで、就業規則等が作成される。

### 労働条件通知書作成支援ツール

- ・ 診断結果等から、労働条件通知書の作成が必要な事業場が適切に労働条件通知書を作成することを支援するもの。
- ・ 必要事項の入力等を行うことで、労働条件通知書が作成される。

1



新規起業事業場等

事業名	職場におけるハラスメントへの総合的な対応 (No.31 職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費)	令和元年度 予算額	令和2年度 予算要求額
		408,156(千円)	428,518(千円)
担当係	雇用環境・均等局 雇用機会均等課 ハラスメント防止対策室、有期・短時間労働課		
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	厚生労働本省、都道府県労働局、民間団体		
令和元年度の 事業概要	<p>セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントの防止措置、パワーハラスメントの予防・解決に向けた取組の推進が図られるよう、下記事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハラスメント撲滅月間の実施</li> <li>・雇用均等指導員による相談対応</li> <li>・ポータルサイト等を活用した周知・広報</li> <li>・中小企業へのセミナー開催、個別訪問による支援</li> <li>・ハラスメント被害者に対する電話・メール相談</li> </ul> <p>事業主が、パートタイム労働者・有期雇用労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管理等に取り組むために、啓発指導を行う。</p>		
令和2年度より 新たに実施した 内容（※）	<p>セクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント及びパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組が促進されるよう、下記事業の新規、拡充を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パワハラ対策担当の雇用均等指導員を新たに配置し、相談対応（一部拡充）</li> <li>・ポータルサイト等を活用した周知・広報、ハラスメント防止のための学習ツールの開発（一部拡充）</li> <li>・中小企業への個別訪問による支援（一部拡充）</li> <li>・ハラスメント被害者に対する電話・メール相談、企業の個別事案に対するアドバイスを行う体制の整備（一部拡充）</li> <li>・企業のハラスメント対策を支援できる人材の養成研修の実施（新規）</li> <li>・中小企業におけるハラスメント相談対応支援事業（新規）</li> <li>・職場のハラスメントに関する実態を把握するための調査（新規）</li> </ul>		
（※）について 事業の必要性	<p>セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントに関する相談は未だ多く、特に中小企業における取組が遅れているところ。中小企業の取組を進めるためには、広く周知啓発を行うとともに、きめ細かい支援が必要である。</p> <p>また、ハラスメント被害を受けた労働者が安心して相談できる体制整備が求められている。ハラスメント対策の強化等を内容とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」の国会審議においても、職場におけるハラスメント防止についての取組が徹底されるよう更なる周知徹底が求められたことから対応が必要である。</p>		
（※）について 社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	<p>セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等は、労働者の心身の健康に影響を及ぼすおそれがあり、ひどい被害の場合、精神障害により労災申請も多くなっているところである。</p> <p>企業がこれらハラスメントの防止・解決に向けた取組を実施することにより、心身の健康被害を受ける労働者が減少するとともに、被害を受けた労働者に対しても適切な援助を行うことができるようになる。このことは、労働者の安全及び衛生の確保に資するため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号事業に該当する。</p>		
（※）について 期待される施策 効果	企業での取組が進むことにより、ハラスメント被害者の減少が期待できる。		
その他特記事項 (縮小部分など があれば記載)	-		

# 厚生労働省・都道府県労働局における総合的ハラスメント対策

## 《NOハラスメント！キャンペーン》

令和2年度要求額 1,182,803 (1,012,076)千円

労災勘定 423,911 (403,575)千円

雇用勘定 758,892 (608,501)千円

### 趣旨・目的

セクシュアルハラスメントや妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントなど職場におけるハラスメントは、労働者の尊厳を傷つけ継続就業を妨げる大きな障害となるものであり、社会的関心も高く、労働者から多数の相談が寄せられている一方、関係法令や具体的な対応に関する周知が不十分との声がある。

また、これらの職場におけるハラスメントは複合的に生じることも多く、労働者の意欲・能力の発揮を阻害し職場環境を悪化させるものであることから、総合的・一体的にハラスメント対策を行う必要がある。

### ハラスメントが起こったら

働く人は・・・

意欲の低下、自信の喪失、心身の健康の悪化、休職、離職

企業は・・・

業績の悪化、人材の流出、イメージダウン

など、被害は広範に及ぶ

### 解決のための課題として

☆男女雇用機会均等法やパワハラ対策の事業主等に対する周知が不十分

\*何がハラスメントにあたるのか  
\*取引先等からのセクハラへの対応 など

☆被害者や企業への相談支援体制の充実

\*被害者のニーズはさまざまなので、心情に寄り添った相談等の支援が求められる  
(職場環境の改善、メンタル相談等)

\*企業内での適切かつ迅速な対応が不可欠

### これらに対応するために

- 全国的なハラスメント撲滅集中キャンペーンによる周知徹底
- ハラスメントを受けた働く人等への迅速な相談対応とニーズに応じた適切な支援
- 企業に対するハラスメント防止措置の導入支援
- ハラスメントの発生状況や企業の対策の進捗等を把握するための実態調査

等を実施する

### 事業概要

#### I ハラスメント撲滅対策の全国集中実施

- 「ハラスメント撲滅月間」を中心に、シンポジウムの開催等による集中的な周知・啓発の実施
- 全国の都道府県労働局による事業主向け説明会の開催、主に労働者向けハラスメント対応特別相談窓口の開設
- 職場のハラスメント防止パンフレット・リーフレット（事業主向け・労働者向け）の作成・配布

#### II 迅速な相談対応、雇用管理改善の推進等

- ハラスメントを受けた労働者等の相談に迅速に対応し、ニーズに応じた支援につなげる窓口の設置
  - ・フリーダイヤル等による相談窓口の設置
  - ・企業の個別事案の自主解決を促進するための相談体制の整備（新規）
  - ・企業の雇用管理改善推進に向けた労働局の体制整備（新規）

#### III 中小企業への支援

- 個別企業訪問による支援（一部新規・拡充）
- 中小企業におけるハラスメント相談対応支援事業（新規）
- 企業のハラスメント対策を支援できる人材の育成（新規）

#### IV 周知・広報

- ハラスメントに関する情報提供ポータルサイトの運営
- ツイッター、フェイスブック等を利用した広報
- ハラスメントサポートガイド等の作成・配布
- 学習支援ツールの開発・提供（新規）

#### V 実態の把握

- ハラスメントに関する実態調査（新規）

事業名	既存不適合機械等更新支援補助金 (事業番号35 機械等の災害防止対策費)の拡充	令和元年度 予算額	令和2年度 予算要求額
		505,930 (千円)	818,752 (千円)
担当係	労働基準局 安全衛生部 安全課 機械班		
事業の別	労働衛生確保等事業 (根拠法令 労働災害補償保険法第29条第1項第3号)		
実施主体	非営利団体 (間接補助金)		
令和元年度の 事業概要	(1) 機械設置届等に係る審査及び実地調査 (2) 登録検査業者等に対する指導 (3) 型式検定対象機器等の買取試験事業 (4) 老朽化した生産設備における安全対策の調査分析事業 (5) 技術革新に対応した機械設備の安全対策の推進 (6) 既存不適合機械等更新支援補助金		
令和2年度より 新たに実施した 内容 (※)	(6) では、既存不適合機械等を最新構造規格に適合させるために要する費用として、 ①改正移動式クレーン構造規格 (平成31年3月1日適用) に規定する過負荷防止装置を備えていない既存の移動式クレーン (3t未満) の改修・買い換え等 ②改正安全帯の規格 (平成31年2月1日適用) に適合していない既存の安全帯の買い換えを補助対象としている。 ②について、令和2年度には令和元年度以上の申請需要が見込まれるため、増額・拡充することにより、最新の構造規格への更新を一層促進する。		
(※) について 事業の必要性	クレーン等の機械等は、労働安全衛生法に基づき、構造規格に適合しなければ譲渡、設置や使用をすることができないとされているが、これら構造規格の改正時には、経過措置により、既存の機械等への最新の構造規格の適用が猶予されることが一般的である。 これらの更新を促進するため、中小企業や一人親方を対象として、既存の不適合機械等を最新の構造規格に適合させるために必要となる経費の一部を補助する事業を実施している。 一方、一部の機械等(フルーハネス型墜落制止用器具)については、元請事業者等が経過措置期間中であつても規格適合機械等を要求するなど、中小企業や一人親方においても早急に入手する必要性が生じているが、当該需要過多に対し規格適合品の製造が追いつかず供給不足を起こしている現状がある。 こうした現状に対し、令和2年度には供給量・流通量が増加し、かつ海外メーカー品の参入があることから、令和元年度以上の申請需要が見込まれるため、当該機械等の補助金を増額・拡充することにより対応し、事業目的である最新の構造規格への更新を一層促進する必要がある。		
(※) について 社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	本事業は、旧構造規格に基づく機械等に起因する労働災害が頻発していたことから改正された新構造規格について、これを浸透させるために実施するものであり、事業の展開によって新構造規格品への適合が図られることにより、労働災害の防止も一層促進されていくものである。令和元年度に需要に十分応えていない量が補助される見込みであり、事業目的を達成するには令和2年度に集中的に補助することが必要である。 したがって、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。		
(※) について 期待される施策 効果	最新の安全基準に適合した機械等に更新されることによる安全性の向上により、労働災害の防止、労働災害件数の減少が期待できる。		
その他特記事項 (縮小部分などがあれば記載)	-		

# 既存不適合機械等の更新の支援（間接補助金）

令和2年度予算額 7.2億円

- クレーン等の危険な機械等は、構造規格に適合しなければ譲渡、設置や使用ができないが、構造規格の改正時には、既存の機械等への適用が猶予されることが多い。
- 特に、資力の乏しい中小企業等においては、機械等の更新が進まず、既存不適合機械等を使用し続けるおそれ。
- このため、機械等の更新に要する費用の一部を補助する。（間接補助金）

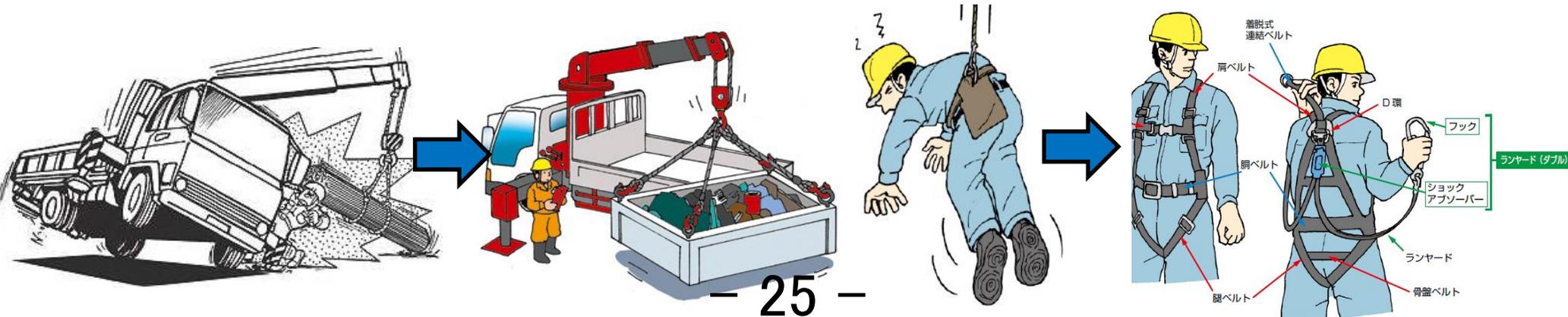


## 間接補助対象の費用

既存不適合機械等を最新構造規格に適合させるために要する費用

- ①改正移動式クレーン構造規格（平成31年3月1日適用）に規定する過負荷防止装置を備えていない既存の移動式クレーン（3t未満）の改修・買い換え等（**上限20万円の1/2**）
- ②改正安全帯の規格（平成31年2月1日）に適合していない既存の安全帯の買い換え（**上限2.5万円の1/2**）

※ 今後の労働災害防止の取り組み等を審査の上、競争的に交付決定



事業名	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等 (No. 38 自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等)	令和元年度 予算額	令和2年度 予算要求額
		71,172 (千円)	153,997 (千円)
担当係	労働基準局 労働条件政策課、監督課		
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		
実施主体	民間事業者		
令和元年度の 事業概要	①平成30年度に策定したガイドラインを荷主・トラック運送事業者に対して周知するためのセミナーを全国で実施。 ②平成30年度に作成した周知用コンテンツやガイドライン等をまとめたポータルサイトを開設し、改善ハンドブックをweb上の自己診断ツールとして再整備するなど、一層の周知を図ることとする。		
令和2年度より 新たに実施した 内容 (※)	事業の対象をトラック運転者から自動車運転者全体に拡大し、トラック運転者と同様に長時間労働の実態があるバス、ハイヤー・タクシー運転者を含む自動車運転者の長時間労働の改善に向け、まずはその労働時間に係る実態把握を行う。		
(※) について 事業の必要性	自動車運転者の長時間労働改善に向け、より適切な施策を展開するためには、トラック、バス、ハイヤー・タクシーの各運転者の業務に係る労働時間の実態を把握する必要がある。		
(※) について 社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	自動車運転者は他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあり、労働基準関係法令違反が高水準で推移し、また、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっている。本事業において、自動車運転者の労働時間の実態を把握した上での適切な施策展開により、自動車運転者の長時間労働が改善されることによる過重労働の解消や健康障害の防止が図られることから、本事業は労働者の安全衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。		
(※) について 期待される施策 効果	適切な施策展開につなげることで、長時間労働が改善されることにより、自動車運転者の健康確保を図ることができる。		
その他特記事項 (縮小部分など があれば記載)	-		

# 自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業

令和2年度要求額 146,990(64,419)千円

## ○趣旨・目的

・ 自動車運転者は

- ①他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にある。
  - ②業務における過重な負荷による脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっている。
- ⇒ 労働条件及び安全衛生の確保・改善が喫緊の課題

## <長時間労働の背景>

トラック運送業における荷主都合による手待ち時間の発生など、取引上の慣行から労働時間の短縮が進まない等の問題あり  
⇒ 長時間労働抑制には、荷主等の取引先との取引条件改善などの環境整備を強力に推進する必要がある。

## 働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）

自動車の運転の業務については、・・・5年後の施行に向けて、荷主を含めた関係者で構成する協議会で労働時間の短縮策を検討するなど、長時間労働を是正するための環境整備を強力に推進する。

<これまでの取組> トラック運転者の労働時間改善のための取組を実施

平成28～29年度 実証実験（パイロット事業）を実施

平成30年度 荷主とトラック運送事業者を対象としたガイドラインを策定、周知用コンテンツ

（ハンドブック、パンフレット）を作成、労働時間短縮に向けたコンサルティングを実施

令和元年度 ガイドライン等の周知セミナーを全国開催、ポータルサイトを開設

## 令和2年度

事業の対象をトラック運転者から自動車運転者全体に拡大

### (1) 荷主向け周知動画作成

- トラック運転者の労働時間短縮のための周知動画を荷主向けに作成、荷主の理解の深耕を図る。

### (2) ポータルサイトの内容拡充

- ポータルサイトを継続運用。
- (1)の動画の掲載など内容の拡充を行い荷主の理解の深耕を図る。

### (3) 自動車運転者の労働時間に係る実態把握

- トラック、バス、タクシー・ハイヤーの各分野について運転者の労働時間の実態を把握。

令和6年度の時間外労働の上限規制適用に向けて、自動車運転者の労働時間の実態を踏まえた上で、荷主等の取引先と、自動車運転者を使用する事業者の双方が自動車運転者の労働時間改善に協力して取り組む気運を醸成するための取組を継続。

事業名	産業医学振興経費 (No. 44 産業医学振興経費)	令和元年度 予算額	令和2年度 予算要求額
		5,674,349 (千円)	6,295,338 (千円)
担当係	労働基準局 安全衛生部 計画課機構・団体管理室団体監理係		
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	公益財団法人産業医学振興財団、学校法人産業医科大学		
令和元年度の 事業概要	①産業医科大学の運営等に対する助成、②産業医科大学の学生に対する修学資金貸与制度の運営、③産業医の資質の向上を図る研修等の実施、④産業医学に関する研究の促進、⑤産業医学情報の提供を行っている。		
令和2年度より 新たに実施した 内容（※）	<p>&lt;産業医学振興財団：修学資金管理経費（新規）&gt; 産業医学振興財団において実施している修学資金管理業務については、平成元年に構築したシステムを活用してきたところである。当該システムについては、修学資金貸与規程等の改正などに応じて累次にわたる改修を行ってきており、現在、直前に閲覧した貸与情報が画面に残ったままになるなどの不具合が生じている。また不具合箇所の特定や修正に膨大な時間を要するなど、システムとして不安定な状況となっていることを踏まえ、修学資金管理を確実にを行うためにシステムの再構築を行う。</p> <p>&lt;産業医科大学：産業医養成施設整備費（拡充）&gt; 産業医養成施設整備費（5年計画の3年目）として、建設工事、機器整備、造成工事費等を要求するもの。当該事業は、優れた産業医養成のため、産業医学、臨床教育に必要な先進的な施設・設備が不可欠であるとして、平成30年度を初年度とする5か年計画で産業医科大学に産業医養成施設を整備することとして、財務省との折衝を経て、実施することとなったもの。令和元年度までに設計及び造成工事を終了し、令和2年度から建設工事と電子カルテ導入を実施するものである。</p> <p>&lt;産業医科大学：産業医科大学IR室（仮称）の設置（新規）&gt; 産業医科大学において、現在、各部署で部署ごとに保有されている学生の入学前から卒業に至るまでの多様かつ膨大なデータ（入試～卒業までの学業成績、国家試験、学生情報、授業調査、産業医就業状況等）を収集、解析し、医学教育において効果的な教育研究活動に取り組むための指針となる情報を各部署にフィードバックするための組織（IR室（仮称））を設置する。</p> <p>&lt;産業医科大学：両立支援講座（仮）の設置（新規）&gt; 産業医科大学では、企業側の産業医・保健師の立場と、医療機関側の主治医・看護師の双方の立場を理解した上で治療と仕事の両立支援を学び、卒後の産業医・産業保健活動において治療と仕事の両立支援を推し進める中心的な人材を育成する必要がある。そのため、学部・卒業教育において、講義・実習教育の計画と運用、附属病院におけるデータ収集や他学の状況等、治療と仕事の両立支援に関する調査・研究を実施するための両立支援講座（仮）を設置する。</p>		

<p>(※) について 事業の必要性</p>	<p>&lt;産業医学振興財団:修学資金管理経費&gt; 現在、学生への貸与債権残高が約370億円、貸与者及び貸与終了者延べ2,500人と巨額な国費と膨大な債権者個人情報を取り扱っているところ、現在使用しているシステムは運用が不安定であり、システムクラッシュなど運用停止等に繋がるシステム障害のリスクは極めて甚大であるため、今後、長期安定運用を確保するためには、可及的速やかなシステム再構築が必要である。</p> <p>&lt;産業医科大学:産業医養成施設整備費&gt; 優れた産業医を社会に輩出するため、「働き方改革実行計画」に基づく「治療と仕事の両立支援」に係る産業医の能力向上のため、治療計画から就業復帰までの実習教育が受けられる受け皿として、我が国唯一の産業医養成大学である産業医科大学に産業医養成施設を新設するもの。</p> <p>&lt;産業医科大学IR室(仮称)の設置&gt; 当該室を学長直轄の強いリーダーシップを発揮できる位置付けとし、各部署から横断的に収集した学生の様々なデータ(入試～卒業までの学業成績、国家試験、学生情報、授業調査、産業医就業状況等)を有機的かつ一元的に解析の上、各部署にフィードバックすることで学生個々の能力や状況に応じたきめ細やかな学修指導や産業医進路指導、入試広報活動、授業改善などがより一層効率的かつ効果的に行えることが期待できるものであり、産業医等を志望する人材の更なる育成や医師国家試験合格率向上といった学修成果改善のために必要である。 なお、文科省の私立大学等改革総合支援事業や日本医学教育評価機構(JACME)が実施する医学教育分野別評価においても、IR体制構築と大学の更なる機能強化への取組が評価項目となっており、IR部門の設置は可及的速やかに実施する必要がある。</p> <p>&lt;両立支援講座(仮)&gt; 治療を受けながら就労する労働者が増加し、企業・医療機関における治療と仕事の両立支援への取組がますます重要になる中、産業医科大学において行われる治療と仕事の両立支援に関する教育内容の見直しを行うため、両立支援講座(仮)を設置し、講義・実習教育の計画と運用、附属病院におけるデータ収集や他学の状況等、治療と仕事の両立支援に関する調査・研究を実施する必要がある。</p>
<p>(※) について 社会復帰促進等 事業で実施する 必要性</p>	<p>産業医等を養成し、職場での労働者の健康確保の充実を図るものであり、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであることから、労働災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。</p>
<p>(※) について 期待される施策 効果</p>	<p>産業医学の振興、資質の高い産業医の養成により、労働者の健康確保の充実を図る。</p>
<p>その他特記事項 (縮小部分など があれば記載)</p>	<p>—</p>

# 修学資金管理システム更改

産業医科大学修学資金制度は、産業医学・産業保健への道を志す優秀な学生の修学を経済的に援助することにより、産業医等を育成し産業医学の振興を図ることを目的として発足。

- ・毎年学生約1,000人(約21億円)に新たに貸与を行う。
- ・在学生及び卒業生を合わせ約2,500人、貸付残高は約370億円の債権管理を行っている。

債権残高  
約370億円

貸与者、貸与終了者総数  
約2,500人

## システムで管理する基本業務

- ・修学資金貸与契約者ごとに、入学から修学資金の免除または返還までの履歴を登録
- ・在学中の学籍異動履歴及び卒業後の勤務履歴(返還猶予期間、免除期間等)を管理
- ・貸与額、貸与利息額等の債権管理

### 現状



#### 問題点①

・全体プログラムの構成要素が他の部分と相互に依存・関連しあう状態となってしまうため、予期しがたいトラブル事象やシステム障害の発生リスクが高い。

#### 問題点②

・トラブルが発生した場合に原因の特定と抜本的な対処が困難な状態となっており、改修の必要が発生した場合であっても、新たなトラブルや障害の発生リスクから、必要な改修を行うことができない。

#### 問題点③

個人の貸付状況等を確認する画面において、ある貸与者に係る画面を閲覧した直後に別の貸与者の画面に遷移した場合に、直前に閲覧していた者の情報の一部が画面に残ったままになる事象が頻発する等の不具合がある。

老朽化

システム障害

業務停止リスク

### 再構築後



#### 改善点①

・現在主流のモジュラープログラミング※にすることで、故障個所の特定、制度変更時のシステム改修がスムーズに行えるとともに、重大なシステム障害を未然に防ぎ、長期安定性・堅牢性が確保できる。  
※機能の故障個所の特定、制度変更時の機能の追加・変更及びテストをしやすくするための機能単位での構成

#### 改善点②

・上記①による改修により、手計算、手入力の部分をシステムに組み込むことができ、さらに業務に必要な新機能の搭載が容易になり、業務効率化、事務処理の迅速化につながる。

#### 改善点③

重大な事務処理ミス(リスク)を未然に防ぎ、膨大な個人情報と正確に把握し、かつ貸与者からの問い合わせ等に迅速に対応することができる。

長期安定化

業務効率化

業務適正化

# 産業医科大学IR推進室(仮称)の設置

産業医科大学におけるIR(Institutional Research)とは・・・

より多くの、質の高い産業医及び産業保健従事者を養成し輩出するため、各部署の膨大な入学前～卒後に至る多様なデータを縦断的に収集・解析し、学生募集、教育研究活動、卒業支援等、より効果的なエンロールマネジメント※の指針となる情報を提供し、大学運営に寄与する。

※入試—入学—在学—卒業—卒業までを一貫してサポートする総合的な学生支援策

## ○現状

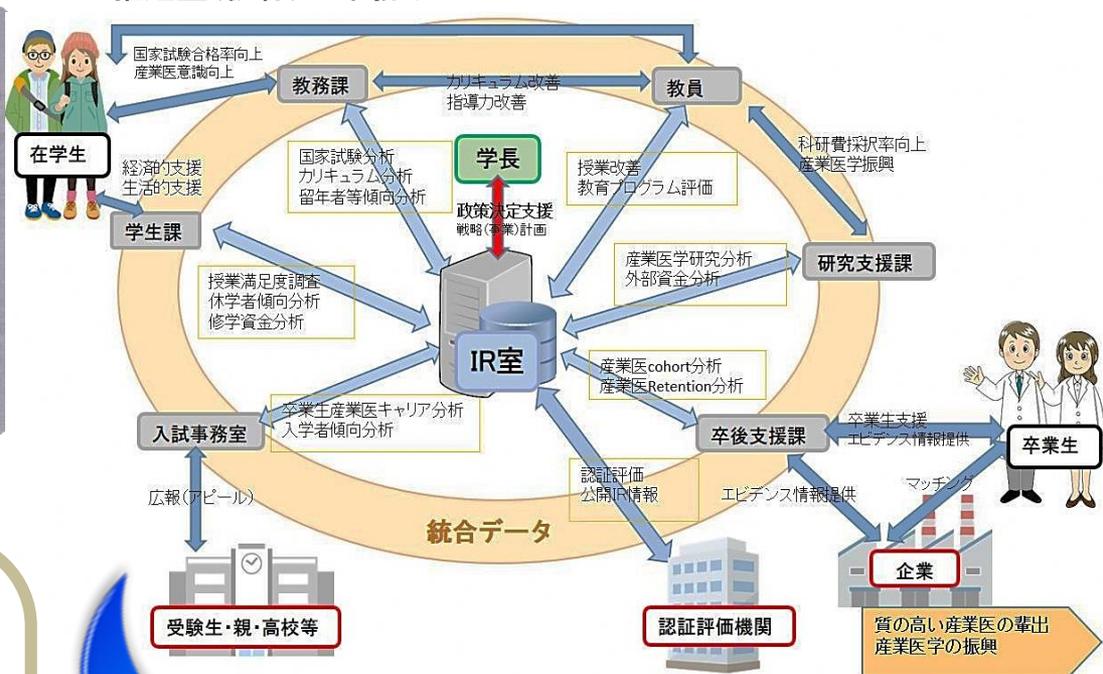


各部署ごとの分析・改善。横断的・縦断的な分析が不可。

## ○IR推進室(仮称)



## IR推進室(仮称)の業務イメージ



IRによって様々な角度からの調査研究を行い、大学の自己評価、意思決定を支援する。

⇒ 学長直下にIR室を置くことで、ガバナンス体制がより強固に構築され、学長のリーダーシップの下で大学の特色を活かす運営が可能。産業医及び産業保健人材の更なる育成等、学修成果改善に寄与。

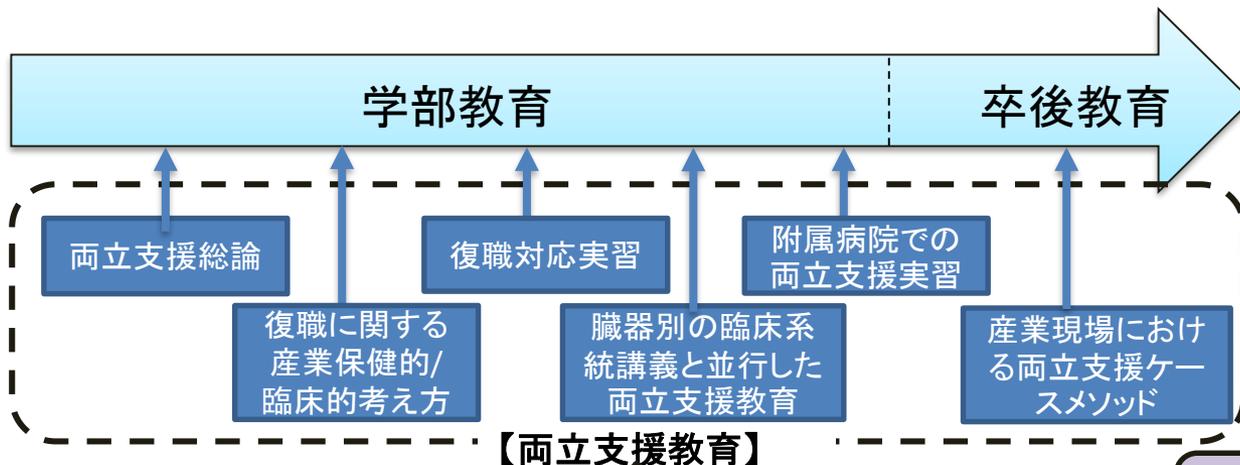
# 両立支援講座(仮)の設置

## (背景)

政府が推進する働き方改革の一つとして、治療と仕事の両立支援についてのガイドラインが制定され、企業・医療機関における両立支援への取組みが重要視されている。産業医科大学は、勤労者の健康を守る産業医・産業保健従事者を養成する大学として、両立支援制度を中心に推し進める企業側の産業医・保健師、および医療機関側の医師・看護師等の人材育成に取り組む必要がある。そのため、学部・卒後教育において、両立支援に関する講義・実習の計画立案と教育を実施するとともに、他学卒の医師等を対象とした産業医学研修においても、両立支援教育を計画・実施することで広く人材育成に取り組み、また、治療と仕事の両立支援に関する調査・研究を通じて、わが国における両立支援制度に寄与するため、両立支援講座(仮)を新設する。



産業医科大学



企業側の産業医・保健師、病院側の医師・看護師の双方の両立支援教育を受けた卒業生産業医・産業保健従事者を養成、輩出

産業医70名/年、保健師・看護師70名/年の輩出



## 両立支援講座(仮)

### ○医学部、産業保健学部、卒後修練教育の充実

- ・両立支援に関する他学・他院の状況調査等および研究業務
- ・学部・卒後教育における両立支援に関する講義実習の計画立案、体系的なカリキュラム編成(令和2年度)
- ・学部・卒後教育における両立支援に関する講義実習の実施(令和3年度～)※

※学部教育では令和3年度から新カリキュラムの下で専門教育科目が開始となり、そこに追加予定。

### ○他学卒向け研修の充実

- ・既に両立支援プログラムを導入している研修のブラッシュアップ(令和2年度～)
- ・産業医学基礎研修会集中講座や基本講座など、多数の他学卒の医師を対象とした産業医学研修やその他のセミナー等における両立支援教育の充実(令和2年度～)

スムーズな職場復帰や、治療中の労働者へのケア向上  
【両立支援制度の確立】



産業医学研修参加者550名/年の輩出

他学卒の産業医・医師を企業・病院において、両立支援を推進できる人材として養成、輩出



事業名	中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業等 (No. 47 過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し)	令和元年度 予算額	令和2年度 予算要求額
		11,346,948(千円)	13,173,322(千円)
担当係	労働基準局 労働条件政策課 設定改善係 雇用環境・均等局 職業生活両立課 働き方・休み方改善係、 雇用機会均等課 母性健康管理係		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	民間団体等、都道府県労働局		
令和元年度の 事業概要	<p>① 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 働き方改革実行計画で示された、非正規雇用労働者の処遇改善や、過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けた弾力的な労働時間制度等の労務管理に関する技術的な相談支援を行うため、民間事業者への委託により、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、関係機関と連携を図りつつ、労務管理・企業経営等の専門家による個別相談援助や電話相談等を実施する。</p> <p>② 時間外労働等改善助成金 中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら働く時間の縮減に取り組む場合において、中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う。</p> <p>③ 働き方・休み方改善に向けた事業 事業主等が自ら働き方・休み方の現状を客観的に評価できる「働き方・休み方改善指標」や企業の好事例等を提供する「働き方・休み方改善ポータルサイト」の運営を行うとともに、時季を捉えた年次有給休暇の取得促進、ボランティア休暇等の普及促進、仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの開催等を行う。</p> <p>④ 不妊治療に係る働き方・休み方改善に向けた事業 仕事と不妊治療との両立を支援するための休暇制度等の環境整備に向けたマニュアル、パンフレットを作成する。</p>		
令和2年度より 新たに実施した 内容（※）	<p>① 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 働き方改革推進支援センターにおいて、引き続き、商工団体と連携を図りながら、個別事業場へのきめ細やかな支援を行うべく、中小企業の求めに応じ、専門家が都道府県域を超えて企業に訪問し、コンサルティングを実施（アウトリーチ型支援）するとともに、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門家自らが直接企業を訪問し課題に対応する伴走型支援の実施（プッシュ型支援）</li> <li>・ 商工団体、市区町村の相談窓口に加え労働基準監督署主催の説明会等への専門家の派遣（出張相談）</li> <li>・ 各都道府県に専門家派遣の調整を行うコーディネーターの配置を行うなど、中小企業・小規模事業者に対する支援の強化を図る。</li> </ul> <p>② 働き方改革推進支援助成金（仮称） 令和2年4月に中小企業に時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、令和2年度概算要求において、働き方改革の主たる取組を支援することを明確にするために、「働き方改革推進支援助成金」に改称を行うとともに、「労働時間短縮・年休促進支援コース」を新設し、労働時間の設定改善に向けて、中小企業における割増賃金率の猶予措置廃止や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備を行う事業主を支援する。 また、勤務間インターバル導入コースとともに、両コースにおいて、賃金加算要件を創設し、生産性向上の成果を賃金引上げにつなげ、働き方改革による成長と分配の好循環を実現させる。 なお、時間外労働上限設定コース及び職場意識改善コースは、今年度限りで廃止とする。</p> <p>③ 働き方・休み方改善に向けた事業 労働局、労働基準監督署等で（労働時間等設定改善法に係る）商取引に関する事業主の責務等の普及啓発を図るとともに、11月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」において集中的な周知（ポスター・リーフレットの作成、インターネット広告の実施）等を行い、大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止を図る。</p> <p>④ 不妊治療に係る働き方・休み方改善に向けた事業 事業主等の仕事と不妊治療との両立支援の理解を深め、多様で柔軟な休暇制度の導入等を促進するため、先進企業の取組紹介などを盛り込んだシンポジウムを開催する。（一部拡充）</p>		
（※）について 事業の必要性	<p>①②③ 令和2年4月に中小企業に時間外労働の上限規制が適用されるものの、突発的な業務増加に伴い、新たに時間外労働が増加する場合や、中小企業における割増賃金率の猶予措置廃止（令和5年）、時間外労働の上限規制の適用猶予業種（令和6年）への施行に向けて中小企業が対応するためには、生産性を高め、業務の効率化等による労働時間の短縮を行うとともに、生産性向上の成果を、労働者の賃金改善につなげるために、きめ細やかな相談支援等を行う必要がある。</p> <p>④ 不妊治療を行いつつ働く労働者が安心して働ける環境整備を図るためには、不妊治療を行う労働者一人一人に対応し、柔軟な働き方を可能とするフレックスタイム制や休暇制度の導入等を進めていくことが有効であるため、事業を行う必要がある。</p>		

<p>(※) について 社会復帰促進等 事業で実施する 必要性</p>	<p>①②③ 本事業は、長時間労働の是正のため、時間外労働時間の削減等に取り組む中小企業事業主に対して支援を行うことにより、生産性を高め、仕事と生活の調和のとれた働き方を普及させるものであり、その結果、労働者の時間外労働の縮減等につながる上、長時間労働に起因する脳・心臓疾患や精神疾患の発症リスクを減少させ、過労死等の防止など労働災害減少に寄与するものである。</p> <p>したがって、本事業は、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適うものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要があるものである。</p> <p>④ 不妊治療を行いつつ働く労働者が安心して働ける環境整備を図ることは、仕事と生活の調和のとれた働き方の普及にもつながることとなり、労働者の健康保持にも寄与するものであることから労働者災害補償保険法第29条第1項第3号で行う必要がある。</p>
<p>(※) について 期待される施策 効果</p>	<p>①②③ 労働者の健康の確保が図られることとなり、長時間労働に起因する脳・心臓疾患や精神疾患の発症リスクが減少し、過労死等の防止など労働災害減少に寄与することが期待される。</p> <p>④ 不妊治療を行いつつ働く労働者が安心して働ける環境整備を図ることにより、労働者の仕事と生活の調和のとれた働き方の普及の効果が期待される。</p>
<p>その他特記事項 (縮小部分など があれば記載)</p>	<p>—</p>

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う

コース名	助成概要	支給要件	助成率	助成上限額	助成対象
<b>労働時間短縮・ 年休促進支援 コース（新規）</b>  概算要求額 <b>2,614,338千円</b> (2,151,960千円)	労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成	助成対象の取組を行い、以下の何れかの目標を <b>1つ以上</b> 実施  ① 36協定の月の時間外労働時間数の縮減 ② 所定休日の増加 ③ 特別休暇の整備 ④ 時間単位の年休の整備	費用の <b>3/4</b> を助成  事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、 <b>4/5</b> を助成	成果目標の達成状況に基づき、①～④の助成上限額を算出 合計は <b>250万円</b> (※)  ① 月80時間超の協定の場合に月60時間以下に設定：100万円 ※月60時間超80時間以下の設定に留まった場合：50万円 ※月60時間超80時間以下の協定の場合に、月60時間以下に設定：50万円 ② 所定休日3日以上増加：50万円 ※所定休日1～2日以上増加の場合25万円 ③ 50万円 ④ 50万円	労働時間短縮や生産性向上に向けた取組 ①就業規則の作成・変更 ②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む） ③外部専門家によるコンサルティング ④労務管理用機器等の導入・更新 ⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新 ⑥人材確保に向けた取組等
勤務間インターバル導入コース  概算要求額 <b>2,143,398千円</b> (1,104,767千円)	勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成	助成対象の取組を行い、新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること		勤務間インターバル時間数に応じて ・9時間以上11時間未満： <b>80万円</b> (※) ・11時間以上： <b>100万円</b> (※)	
団体推進コース  概算要求額 <b>2,534,306千円</b> (3,004,481千円)	傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成	事業主団体が助成対象の取組を行い、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	<b>定額</b>	上限額： <b>500万円</b>  複数地域で構成する事業主団体（傘下企業数が10社以上）の場合は 上限額： <b>1,000万円</b>	①市場調査 ②新ビジネスモデルの開発、実験 ③好事例の周知、普及啓発 ④セミナーの開催 ⑤巡回指導、相談窓口の設置 等

※賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成金の上限額を更に15万円～最大150万円加算

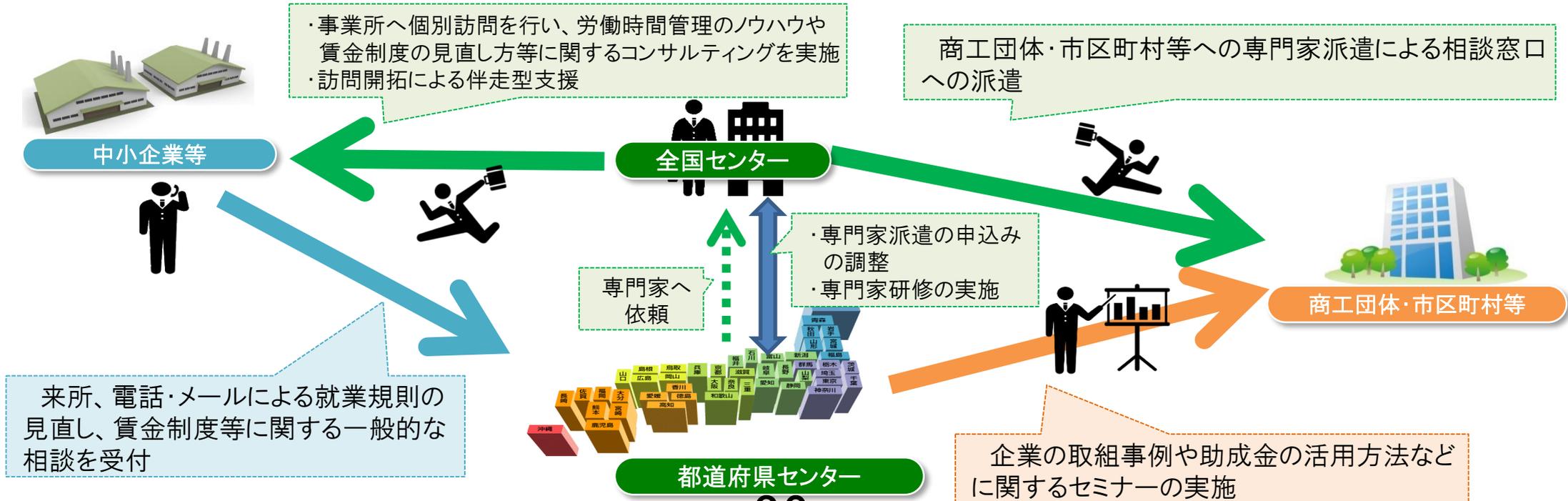
# 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

令和2年度概算要求額 9,096,924(7,625,743)千円

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し前向きに取り組むことが重要であるため、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、①長時間労働の是正、②同一労働同一賃金の実現、③生産性向上による賃金引上げ、④人手不足の緩和などの労務管理に関する課題に対応するため、就業規則や賃金制度等の見直し方などについて、

- 窓口相談や企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
- 労務管理などの専門家が事業所への個別訪問などにより、36協定届・就業規則作成ツールや業種別同一労働同一賃金マニュアル等を活用したコンサルティングの実施
- 各地域の商工会議所・商工会・中央会・市区町村等への専門家派遣による相談窓口への派遣などの、技術的な相談支援を行う。

## 働き方改革推進支援センター



# 「しわ寄せ」防止総合対策の概要

- 「働き方改革」と「取引適正化」は車の両輪であり、大企業・親事業者（以下「大企業等」という。）の働き方改革による下請等中小事業者への「しわ寄せ」の防止は、大企業等と下請等中小事業者の双方が成長と分配の好循環を実現する上で共通の課題
- このため、厚生労働省・中小企業庁・公正取引委員会が緊密な連携を図り、**「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」**を策定（令和元年6月26日）

## ＜総合対策の4つの柱＞

### ① 関係法令等の周知徹底

- ・労働施策総合推進法第10条の3に基づく協議会等（地方版政労使会議を含む。）における課題の共有と地域での取組の推進
- ・都道府県労働局（以下「労働局」という。）・労働基準監督署（以下「労基署」という。）・働き方改革推進支援センターが、あらゆる機会を通じて、労働時間等設定改善法に加え、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」等についてもリーフレット等を活用して周知
- ・「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の設定による経営トップセミナーの開催など、集中的・効果的な取組

### ② 労働局・労基署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供

- ・下請等中小事業者から、大企業等の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合等には、相談情報を地方経済産業局（以下「経産局」という。）に情報提供

### ③ 労働局での「しわ寄せ」防止に向けた要請等の実施と労基署での通報制度の的確な運用

- ・労働局において、管内の大企業等に対し、「しわ寄せ」防止に向けた要請等を実施
- ・下請事業者に対する監督指導において、労働基準関係法令違反が認められ、背景に親事業者による下請法等違反行為の存在が疑われる場合には、公正取引委員会・中小企業庁に通報する制度の運用を厳格に行う

### ④ 公正取引委員会・中小企業庁による指導及び不当な行為事例の周知・広報

- ・大企業等の働き方改革に伴う下請等中小事業者へのコスト負担を伴わない短納期発注等の下請法等違反の「しわ寄せ」については、公正取引委員会・中小企業庁が、下請法等に基づき、厳正に対応
- ・実際に行った指導事例や不当な行為の事例（いわゆる「べからず集」）の周知・広報の徹底

事業名	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 (No. 49 医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組) (仕事生活調和推進費)	令和元年度 予算額	令和2年度 予算要求額
		603,869 (千円)	672,650 (千円)
担当係	労働基準局 労働条件政策課 労働条件確保改善対策室 労働条件改善係		
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		
実施主体	厚生労働省本省、都道府県労働局、民間団体		
令和元年度の 事業概要	<p>①各都道府県が設置主体となる、医療機関に対する勤務環境改善をワンストップで支援するための「医療勤務環境改善支援センター」(以下「勤改センター」という。)に医療労務管理アドバイザーを配置し、医療機関からの労務管理等に関する相談支援等を行う。</p> <p>②医療機関に対するアンケート調査、医療従事者の勤務環境改善に向けた手法の確立のための調査・研究。</p> <p>③医療機関の勤務環境改善に関する好事例等を掲載したウェブサイトの運営、医療勤務環境改善マネジメントシステムの普及促進セミナーの実施。</p>		
令和2年度より 新たに実施した 内容(※)	<p>勤改センターの従来の役割である相談対応、医療機関の求めに応じた医療労務管理アドバイザーの派遣に加え、医療機関をより積極的に支援するため、プッシュ型(伴走型)の支援も新たに実施するなど、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を支援するとともに、医療勤務環境改善マネジメントシステムの周知の強化を行う。</p>		
(※)について 事業の必要性	<p>有識者による「医師の働き方改革に関する検討会」の報告書(平成31年3月)において、医療勤務環境改善マネジメントシステム推進の重要性が示されるとともに、医療機関への支援の主体として、勤改センターの重要性・機能強化が挙げられ、財源確保を含め検討すべきとされていることから、実施する必要がある。</p>		
(※)について 社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	<p>国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、厳しい勤務環境にある医師等の医療従事者が健康で安心して働くことができる環境整備が喫緊の課題となっているため、医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた施策の更なる推進を図る必要がある。</p> <p>本事業により医療従事者の勤務環境の改善が促進されれば、長時間労働が解消することによる過重労働の解消や健康障害の防止につながることから労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用のものであり、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>		
(※)について 期待される施策 効果	<p>医療機関が、医療勤務環境改善マネジメントシステムにより自主的に勤務環境の改善に取り組むことが促進される。</p>		
その他特記事項 (縮小部分など があれば記載)	-		

# 医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組

国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、長時間労働など厳しい勤務環境におかれている医療従事者の勤務環境の整備が喫緊の課題であることから、労務管理支援など、医療機関の勤務環境改善に向けた主体的な取組に対する支援の充実を図ることにより、医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた取組の充実につなげる。

令和2年度要求額 672,650(603,869)千円

## 医療労務管理支援事業

516,209(512,788)千円

全国47都道府県の医療勤務環境改善支援センターに社会保険労務士などの労務管理の専門家(医療労務管理アドバイザー)を配置し、医療機関からの各種相談に応じるとともに、医療機関の求めに応じ、医療労務管理アドバイザーを派遣し、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組みを支援する。

また、医療従事者の働き方改革に向けて、研修やセミナーなどを通じた法や制度の周知を図る。



## 勤務環境改善に向けた調査研究事業

39,507(36,630)千円

医療従事者の勤務環境改善に資するため、以下の取組みを行う。

- ・有識者による検討委員会の設置
- ・医療機関の勤務環境改善にかかる事例収集
- ・医療勤務環境改善マネジメントシステムの効果的な推進策を検討するためのモデル事業の実施
- ・医療機関の労働実態を把握するため、全医療機関を対象とした実態調査



## マネジメントシステムの普及促進等事業

93,081(30,598)千円

勤務環境改善に関する好事例、国による支援施策、医療機関が自主的に勤務環境の改善に取り組む際に活用できる支援ツールなどを掲載したHP(いきいき働く医療機関サポートWeb)を運営する。

また、医療勤務環境改善マネジメントシステムの普及・啓発のためのセミナーの開催、周知用リーフレットの作成・配布を行う。

さらに、勤務環境改善に取り組み、成果を上げた医療機関の事例を収集し、動画等を作成・配信する。

